

川越市子ども・子育て支援事業計画

計画期間（平成 27 年度～平成 31 年度）

素案

川越市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と目的	4
	(1) 少子化の進行	4
	(2) 国の少子化対策の動向	4
	(3) 川越市の少子化対策	8
	(4) 本計画の目的	8
2	計画の位置づけ	9
	(1) 新たな計画の位置づけ	9
	(2) 他の計画との関係	9
	(3) 計画の対象	10
3	計画の期間	10
4	計画の策定経過	10

第2章 川越市の現状

1	少子化の現状	11
	(1) 総人口の伸び率の低下・少子高齢化の進行	11
	(2) 児童数の将来予測	12
	(3) 少子化の要因：未婚化・晩婚化・合計特殊出生率の推移	13
	(4) 世帯の状況：一世帯あたりの人員数の減少	16
	(5) 就労の状況	17
2	市民の意向（平成25年度ニーズ調査の結果より）	18
	(1) 就学前児童保護者調査	18
	(2) 幼稚園利用児童保護者調査	21
	(3) 放課後児童クラブ（学童保育）利用児童保護者調査	23
3	次世代育成支援対策行動計画（かわごえ子育てプラン） 後期計画の主な事業の達成状況と課題	24

第3章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	26
2	計画の基本目標	27
3	計画の体系	29

第4章 各教育・保育提供区域における目標値

1	教育・保育認定について	30
2	教育・保育施設について	30
3	教育・保育提供区域の設定	31
4	教育・保育の量の見込みと確保方策	33

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	40
①利用者支援事業	41
②時間外保育事業（延長保育事業）	42
③放課後児童健全育成事業（学童保育事業）	44
④子育て短期支援事業 （トワイライトステイ事業）（ショートステイ事業）	49
⑤乳幼児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業、産婦・新生児訪問指導）	50
⑥養育支援訪問事業	51
⑦地域子育て支援拠点事業	52
⑧一時預かり事業（幼稚園での預かり保育事業）	54
一時預かり事業（一時的保育事業）	55
⑨病児・病後児保育事業等	56
⑩ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	57
⑪妊婦健康審査	58
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	59
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	59

第5章 子ども・子育て支援の取組・事業

基本目標1：子どもと親の豊かな健康づくりの推進	60
（1）子どもと親の健康の確保・増進	60
（2）食育・保健対策の充実	62
基本目標2：幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援	63
（1）教育・保育の量的拡大・質的向上	63
（2）多様な保育事業の推進	65
基本目標3：心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進	67
（1）学校教育の充実	67
（2）家庭や地域による教育力の向上	67
基本目標4：要支援児童へのきめ細かな取組の推進	68
（1）児童虐待防止対策の充実	68
（2）ひとり親家庭等の自立支援の推進	70
（3）障害児施策の充実	72
基本目標5：安心して子どもを生み、育てることができる環境づくり	74
（1）仕事と家庭の両立の推進	74
（2）地域における子育て支援サービスの充実	74
（3）子どもの健全育成の取組	75
（4）安全・安心なまちづくり	77
（5）子育て情報提供の充実	79

第6章 計画の推進体制

1	計画の推進体制	80
2	進捗状況の管理	80

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

(1) 少子化の進行

我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期(※1)には約270万人、第2次ベビーブーム期(※2)には約200万人でしたが、平成3年以降は緩やかな減少傾向が続いています。

また、合計特殊出生率(※3)は、平成に入るとそれまで最低であった昭和41年(丙午：ひのえうま)の1.58を下回る1.57を記録し、平成17年には過去最低である1.26まで落ち込みました。その後、平成24年には1.41となり、微増傾向ではあるものの、現状の人口を維持するのに必要な2.08を大きく下回ったままとなっております。

これに伴い、0歳児から14歳までの年少人口も減少しており、総人口に占める割合は昭和25年の35.4%から平成22年度には13.1%まで低下しております。

※1 第1次ベビーブーム期：昭和22年から昭和24年

※2 第2次ベビーブーム期：昭和46年から昭和49年

※3 合計特殊出生率：その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むと仮定した時の子どもの数に相当するもの。

(2) 国の少子化対策の動向

① エンゼルプランと新エンゼルプラン

我が国では、平成2年の「1.57ショック(合計特殊出生率)」を契機に、出生率の低下と子どもの人口が減少傾向にあることを問題として認識し、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めました。

平成6年12月に「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」(10年計画)が策定され、同プランを実施するため、特に保育分野の整備を図るための「緊急保育対策等5か年事業」があわせて策定されました。

引き続き少子化傾向が進む中、エンゼルプランの中間期にあたる平成11年12月に「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)」が策定されました。

「新エンゼルプラン」は、母子保健、地域や学校の環境、住まいづくり、仕事と子育ての両立のための雇用環境整備などの考え方も盛り込まれた幅広いものでした。

② 少子化社会対策基本法と次世代育成支援対策推進法

このような取組にもかかわらず、少子化は依然として進行したため、平成14

年9月には、厚生労働省により「少子化対策プラスワン」がとりまとめられました。平成15年7月には、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進するため、「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」が同時成立し、政府・地方公共団体・企業等が一体となり、次世代育成支援を社会全体で実施することとされました。

「少子化社会対策基本法」は少子化に対処するための施策を総合的に推進し、国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するための基本法であり、その後、「少子化社会対策大綱」（平成16年6月）、「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画（子ども・子育て応援プラン）」（平成16年12月）が制定されました。

それらの大綱やプランの中では、雇用環境の整備、保育サービスなどの充実、地域社会における子育て支援体制、母子保健医療体制の充実など、生活環境の整備、経済的負担の軽減、教育及び啓発の方向などを基本的施策として定めています。

「次世代育成支援対策推進法」は、「少子化社会対策基本法」の趣旨を受け、社会全体で10年間の次世代育成支援対策に関する集中的・計画的な取組を促進することを目的としています。また、自治体に対し特定事業主行動計画の策定を、また、301人以上（平成23年4月からは101人以上）の労働者を雇用する事業主に対し一般事業主行動計画の策定を義務づけています。

③ 新しい少子化対策

平成17年、出生数は106万人、合計特殊出生率は1.26と、いずれも過去最低を記録しました。こうした予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、平成18年6月、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定されました。「新しい少子化対策」は、①社会全体の意識改革、②子どもと家族を大切にす観点からの施策の拡充、という2点を重視し、具体的な施策を掲げています。

④ 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略

平成19年12月、少子化社会対策会議において「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（以下「重点戦略」という。）が取りまとめられました。

重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とともに、「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」に同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であるとされました。

⑤ 少子化社会対策基本法に基づく大綱（子ども・子育てビジョン）の策定

少子化社会対策基本法に基づく新たな大綱として、平成20年12月に「子ども子育てビジョン」が閣議決定されました。

子ども・子育て支援策を行っていく際の3つの大切な姿勢として、①生命（い

のち)と育ちを大切に②困っている声に応える③生活(くらし)を支える、を示しています。

⑥ 子ども・子育て支援新制度の施行に向けた取組

子どもや子育てをめぐる環境が依然として厳しい中、待機児童問題や仕事と子育てを両立できる環境の整備が不十分であること等の課題に対処し、質の高い幼児教育や保育を、総合的に提供するため、平成24年8月に、「子ども・子育て関連3法(「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」)が成立しました。

子ども・子育て関連3法に基づき平成27年度から実施される子ども・子育て支援新制度(以下、「新制度」という。)の主なポイントは、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育、家庭的保育等への給付である「地域型保育給付」の創設、②認定こども園制度の改善、③地域の子ども・子育て支援の充実となっています。

これらの取組により、新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指しています。

⑦ 待機児童の解消

喫緊の課題である待機児童の解消に向け、国では、平成25年4月、「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成27年度からの新制度の施行を待たずに、待機児童解消に意欲的に取り組む地方自治体に対してはその取組を全面的に支援することとしました。

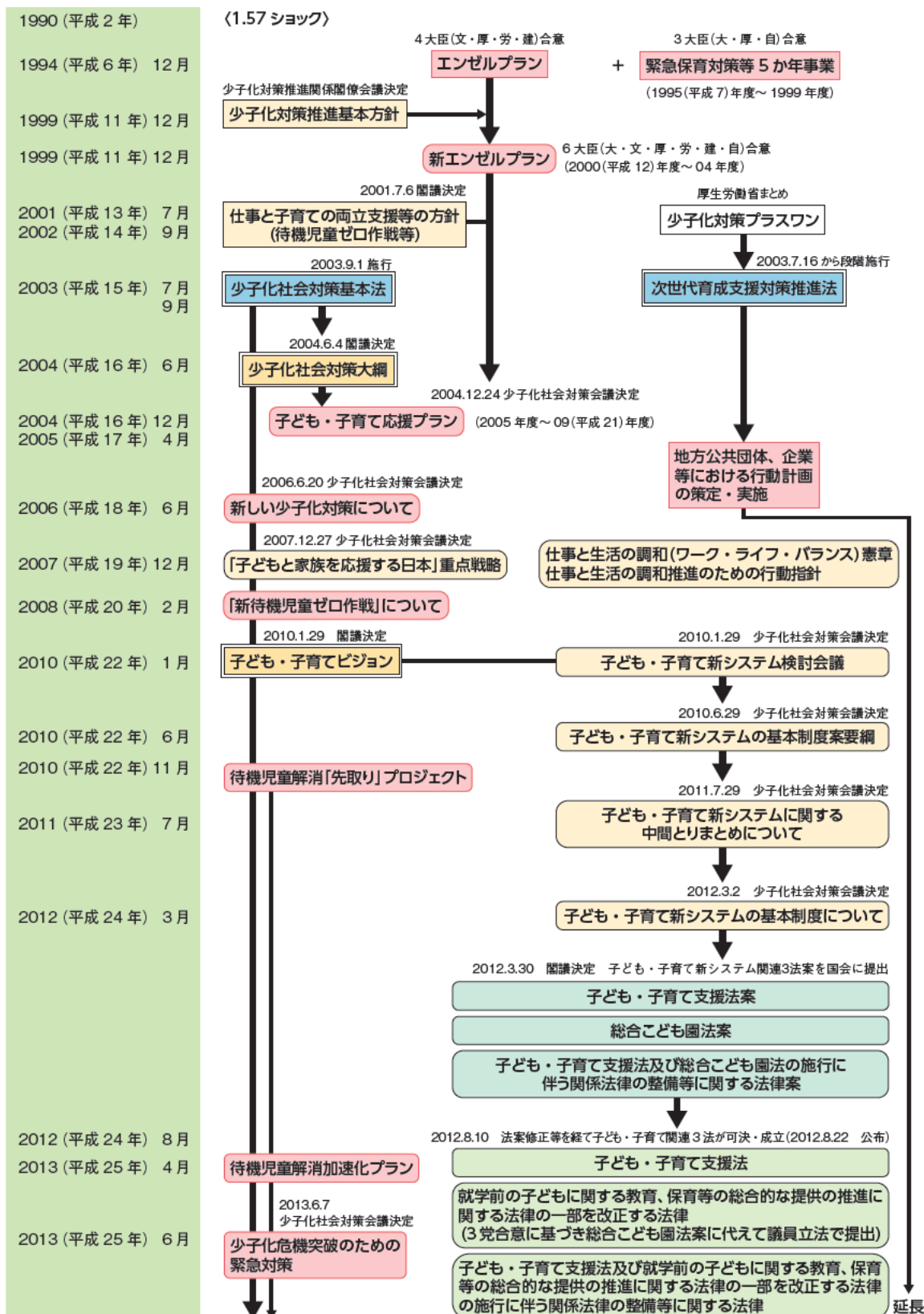
このプランでは、平成25、26年度を「緊急集中取組期間」とし、2年間で約20万人分の保育の受け皿の確保を目指します。さらに、新制度がスタートする予定の平成27年度から平成29年度までを「取組加速期間」とし、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに、計約40万人分の保育の受け皿を確保して、待機児童の解消を目指すこととしています。

⑧ 次世代育成支援対策法の延長

「次世代育成支援対策推進法」は、平成17年4月から平成26年3月までの10年間の時限立法でしたが、現在の少子化の進行等の状況や一般事業主行動計画の策定が義務化されてまだ日が浅い企業があることを踏まえて、法律の有効期限が平成37年3月31日までに、10年間延長されました。

地方公共団体における地域行動計画の策定は、子ども・子育て支援法により子ども・子育て支援事業計画の策定が義務化されたことに伴い、任意化されました。

(これまでの国の取組)



出典：内閣府資料

(3) 川越市の少子化対策

本市では、第二次川越市総合計画のもと、安心して子育てができる地域社会の構築を目指して、「川越市児童育成計画」を策定し、保育対策の充実、児童育成の充実、母子保健・医療の充実を図ってきました。

その後、平成 15 年 7 月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「川越市次世代育成支援対策行動計画（かわごえ子育てプラン）」を、広く市民の意向を調査する中で策定しました。

この計画は、前期計画が平成 17 年度から平成 21 年度、後期計画が平成 22 年度から平成 26 年度の 10 年間の計画で、これに基づき本市における子育て支援施策の充実を図ってきました。

計画の進捗状況や実施内容などについては、市民、学識経験者、関係機関、子育てにかかわる団体等の委員で構成された川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会及び川越市次世代育成支援対策地域協議会において、毎年、評価・検討を行い、市民に公表してきました。

(4) 本計画の目的

平成 24 年 8 月に制定された「子ども・子育て関連 3 法（「子ども・子育て支援法等）」に基づき、平成 27 年度から新制度が実施されます。

新制度の実施にあたり、子ども・子育て支援の取組をより一層推進するために、市町村が「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

この計画は、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要に対する提供体制の確保方策等を定め、本市の子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な実施を目指します。

2 計画の位置づけ

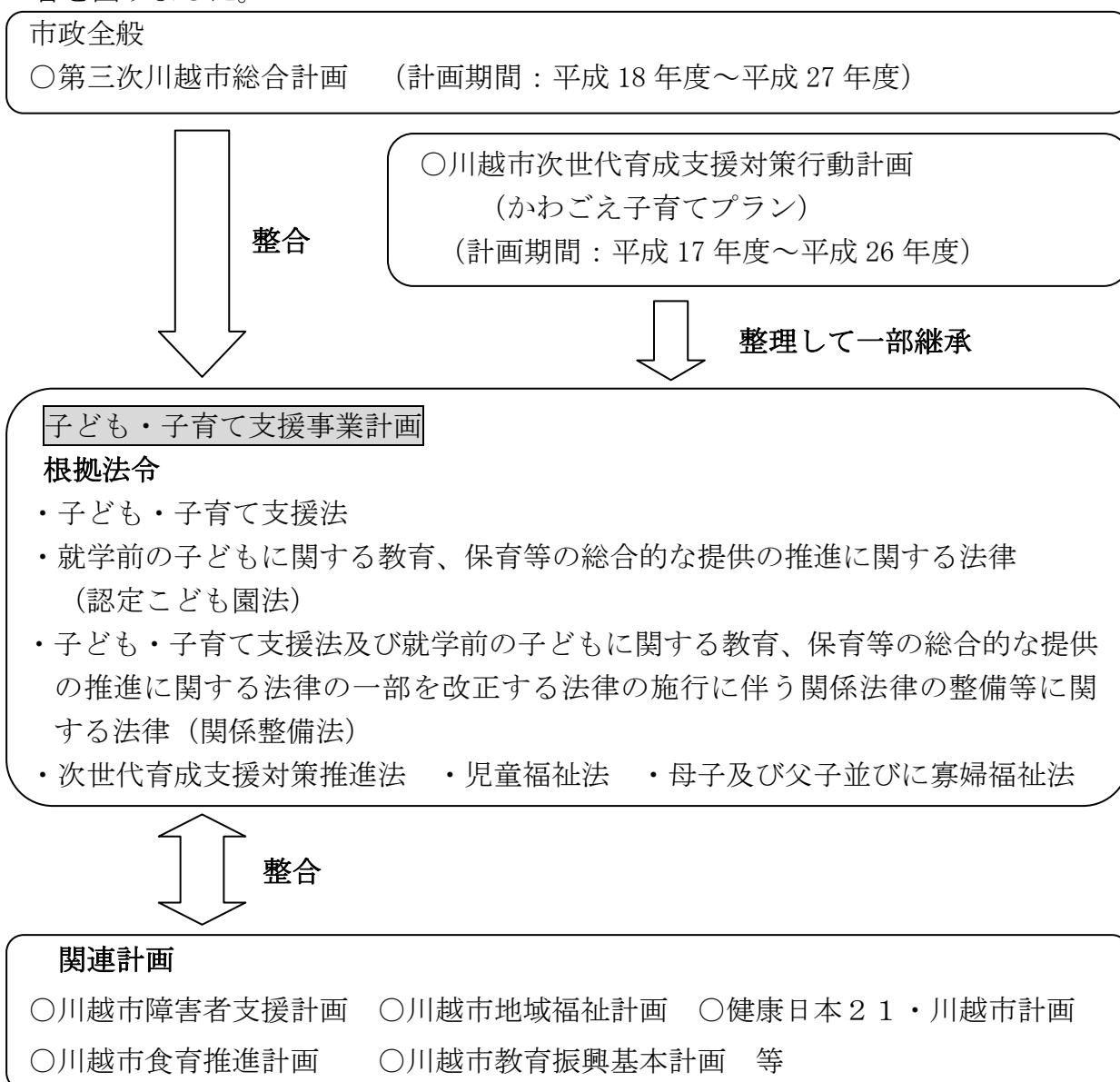
(1) 新たな計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法に基づいて市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」で、これまで取り組みを進めてきた「次世代育成支援対策推進法」に基づく「川越市次世代育成支援対策行動計画（かわごえ子育てプラン）」を継承した計画です。

(2) 他の計画との関係

本計画は「川越市総合計画」を上位計画とする本市における子ども・子育て支援に関する計画で、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、児童福祉法に基づく「市町村整備計画（保育所等の整備に関する計画）」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画（母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画）」及び「母子保健計画」を包含した計画です。

計画の策定にあたっては、保健・医療・福祉・教育分野等の関連する計画との整合を図りました。



(3) 計画の対象

この計画はおおむね 18 歳未満の子どもとその家庭を対象としています。

3 計画の期間

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。

平成 26 年度	27	28	29	30	31	32 年度
	第三次川越市総合計画		第四次川越市総合計画（予定）			
	川越市次世代育成支援対策行動計画 （かわごえ子育てプラン）					
	川越市子ども・子育て支援事業計画					

4 計画の策定経過

本計画の策定にあたっては、川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に「川越市子ども・子育て会議」の役割を担っていただき、検討を行ったほか、市内の子育て家庭の実情を踏まえて計画を策定するためのニーズ調査を行いました。

また、川越市次世代育成支援対策地域協議会においても、「次世代育成支援対策行動計画（かわごえ子育てプラン）」の実施状況や課題等について協議を行うとともに、計画の策定について検討を行いました。

第2章 川越市の現状

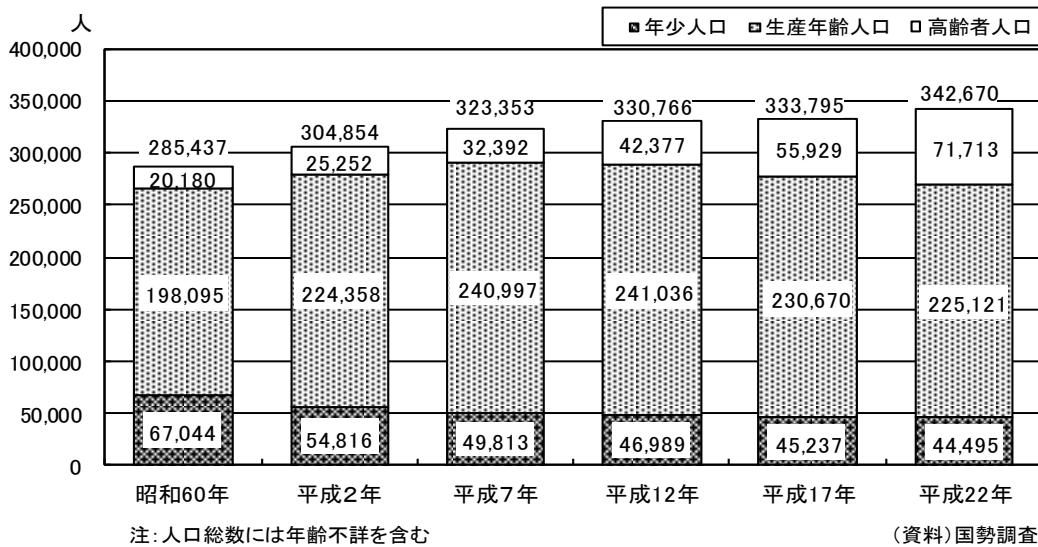
1 少子化の現状

(1) 総人口の伸び率の低下・少子高齢化の進行

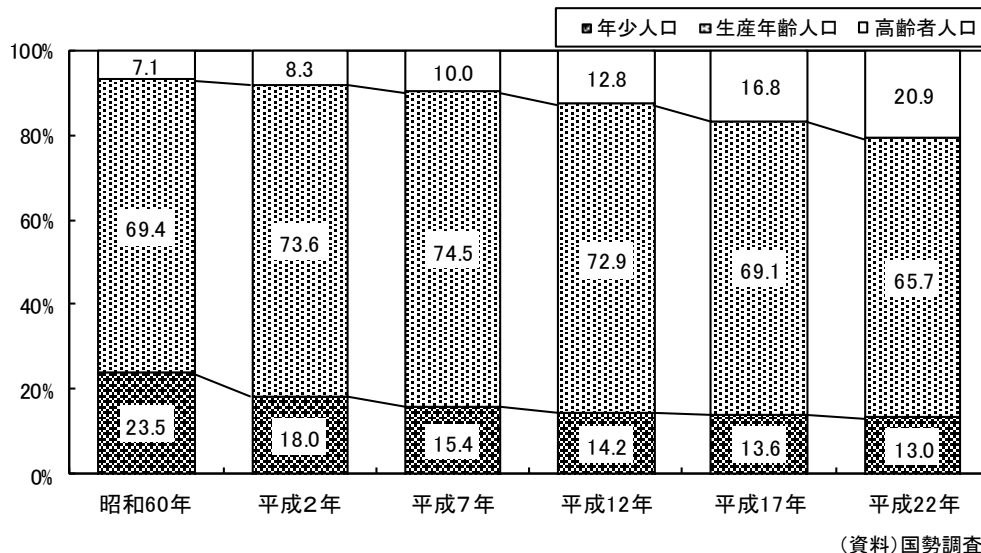
川越市の総人口は、国勢調査で昭和60年（1985年）285,437人から平成22年（2010年）の342,670人へと大きく増加しましたが、近年は伸び率が次第に低下しています。

年齢3区分（年少人口、生産年齢人口、老年人口）別の人口構成を見ると、年少人口（15歳未満の人口）は昭和60年の23.5%から減少を続け、平成22年には13.0%にまで低下しています。一方、老年人口（65歳以上の人口）は昭和60年の7.1%から平成22年の20.9%へと増加し、少子化と高齢化が同時に進行しています。

年齢3区分別人口の推移（川越市）



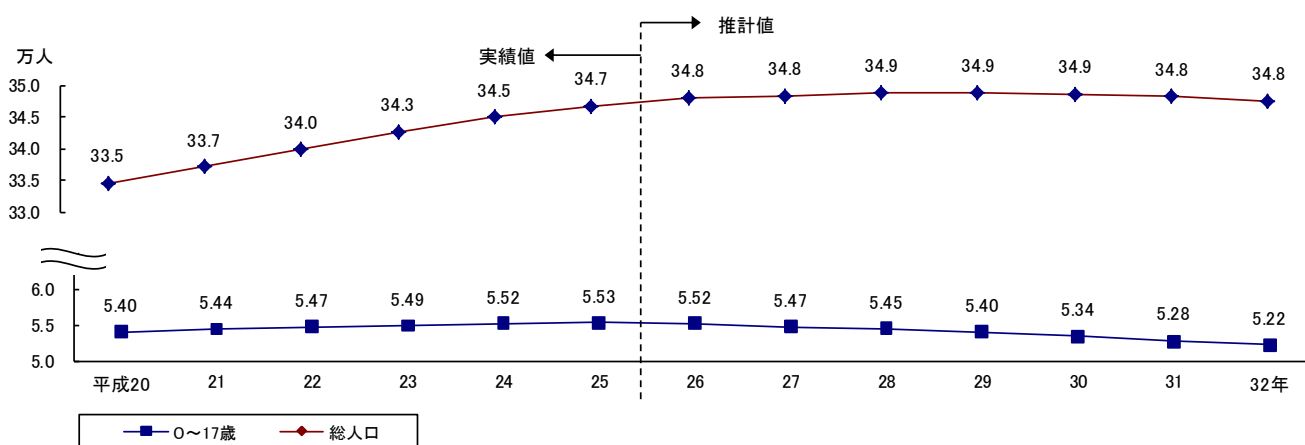
年齢3区分別人口の構成（川越市）



(2) 児童数の将来予測

下のグラフは、平成25年度までの実績値をもとにした推計人口ですが、これによると総人口は平成26年以降あまり大きく変化しないことが見込まれます。一方、0～17歳以下は少子化を反映し、平成25年をピークに以降、減少局面が予想され、平成32年までに対平成25年比で5.6%減が見込まれます。ちなみに同期間0歳は22.0%減、1～2歳は21.1%減、3～5歳は14.0%減と低年齢児ほど高い減少率が見込まれます。

就学前児童人口の推移と推計人口（川越市）



単位：人

	実績値						推計値						
	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32年
総人口	334,580	337,087	339,811	342,671	344,900	346,739	348,024	348,368	348,798	348,801	348,617	348,168	347,508
0歳	2,755	2,691	2,778	2,923	2,877	2,873	2,688	2,643	2,564	2,473	2,394	2,315	2,241
1・2歳	5,611	5,822	5,881	5,871	6,031	6,109	6,060	5,766	5,472	5,339	5,159	4,980	4,820
3～5歳	8,807	8,662	8,720	8,895	9,069	9,239	9,282	9,317	9,291	8,940	8,595	8,184	7,953
小計	17,173	17,175	17,379	17,689	17,977	18,221	18,030	17,726	17,327	16,752	16,148	15,479	15,014
0～17歳	54,028	54,378	54,699	54,913	55,173	55,276	55,196	54,717	54,454	53,978	53,447	52,848	52,161
18歳以上	280,552	282,709	285,112	287,758	289,727	291,463	292,828	293,651	294,344	294,823	295,170	295,320	295,347

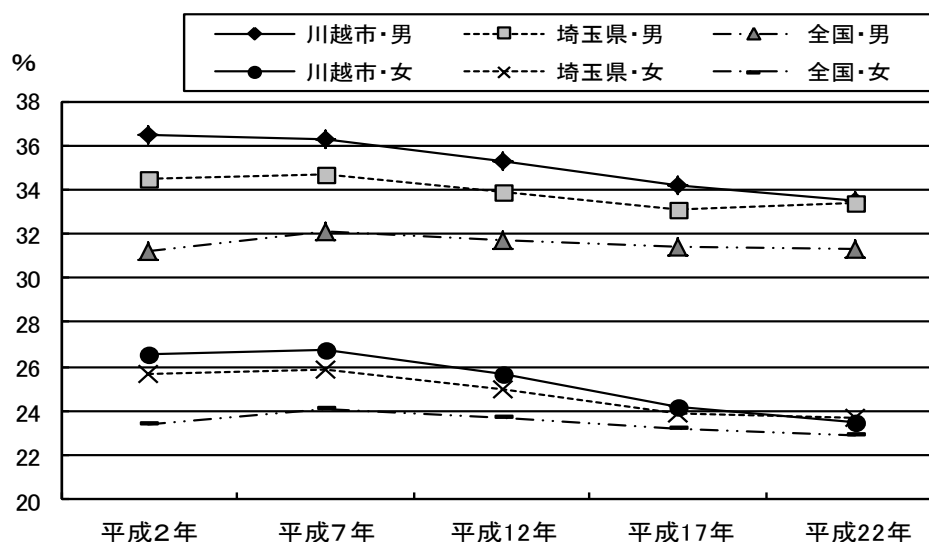
(資料)実績値は埼玉県町(丁)字別人口調査(各年1月1日現在)

推計値は、コーホート要因法により、住民基本台帳人口を使用して算出

(3) 少子化の要因：未婚化・晩婚化・合計特殊出生率の推移

未婚率の推移を見ると、平成22年に男性が33.5%（全国では31.3%）、女性が23.5%（全国では22.9%）となっており、平成17年までは、全国及び埼玉県を常に上回っていましたが、平成22年に女性の未婚率が埼玉県23.7%を下回りました。

未婚率の推移

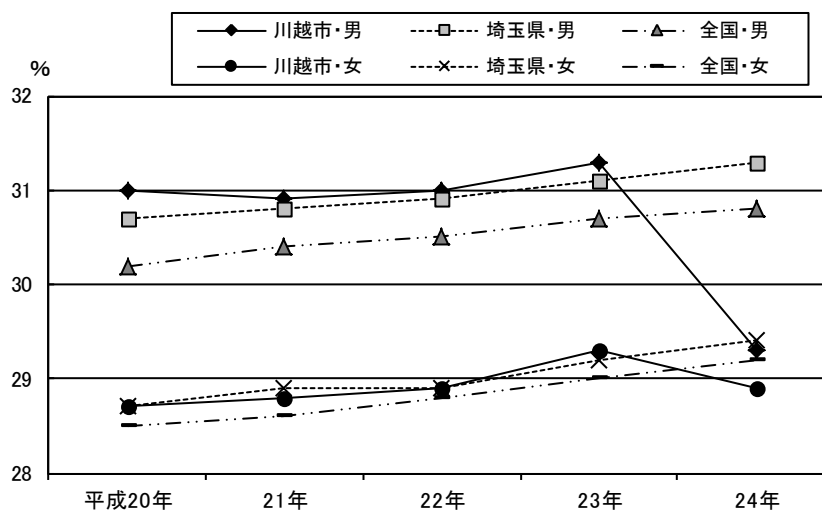


	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
男(川越市)	36.5	36.3	35.3	34.2	33.5
男(埼玉県)	34.5	34.7	33.9	33.1	33.4
男(全国)	31.2	32.1	31.8	31.4	31.3
女(川越市)	26.6	26.8	25.7	24.1	23.5
女(埼玉県)	25.7	25.8	24.9	23.9	23.7
女(全国)	23.4	24.0	23.7	23.2	22.9

(資料)国勢調査

平均初婚年齢は、平成17年までは本市、埼玉県、全国ともに年々高くなっていましたが、平成24年は男性が29.3歳（全国では30.8歳）、女性が28.9歳（全国では29.2歳）となっており、埼玉県や全国の平均を下回りました。

平均初婚年齢の推移

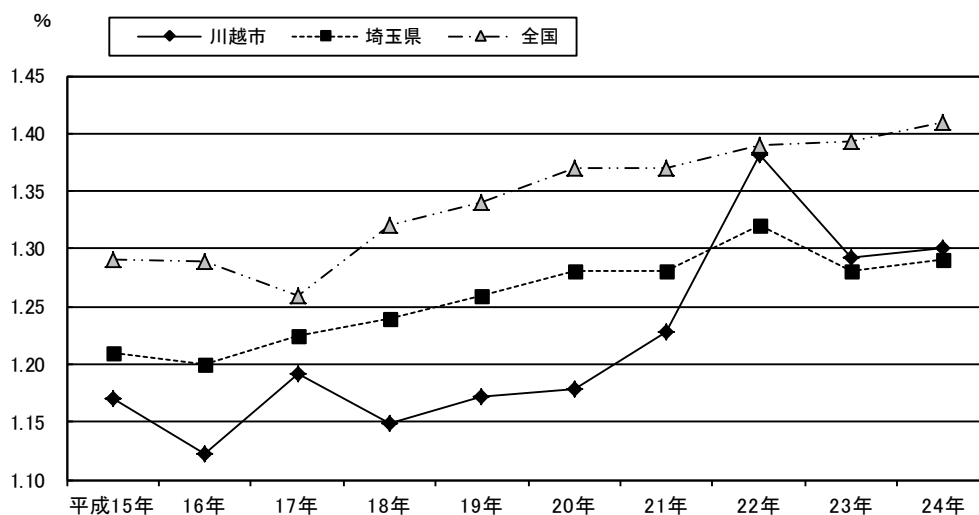


	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
男(川越市)	31.0	30.9	31.0	31.3	29.3
男(埼玉県)	30.7	30.8	30.9	31.1	31.3
男(全国)	30.2	30.4	30.5	30.7	30.8
女(川越市)	28.7	28.8	28.9	29.3	28.9
女(埼玉県)	28.7	28.9	28.9	29.2	29.4
女(全国)	28.5	28.6	28.8	29.0	29.2

(資料)全国:厚生労働省HP、埼玉県・川越市:埼玉県保健統計年報

合計特殊出生率は平成15年の1.17から平成24年の1.30まで、平成17年と平成22年に一時的に高くなっていますが、年々上昇傾向となっています。平成21年までは、国や埼玉県を下回っていましたが、翌年以降は全国平均を下回るものの、埼玉県を上回っています。

合計特殊出生率の推移

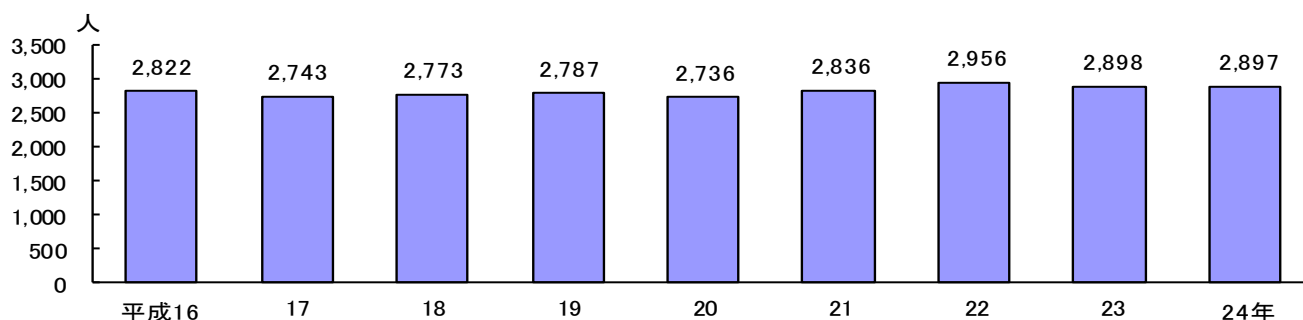


	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
川越市	1.17	1.12	1.19	1.15	1.17	1.18	1.23	1.38	1.29	1.30
埼玉県	1.21	1.20	1.22	1.24	1.26	1.28	1.28	1.32	1.28	1.29
全国	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41

(資料)埼玉県保健統計年報

出生数は、ほぼ横ばいで推移していましたが、平成22年は2,956人とやや増加し、以降2,900人前後で推移しています。

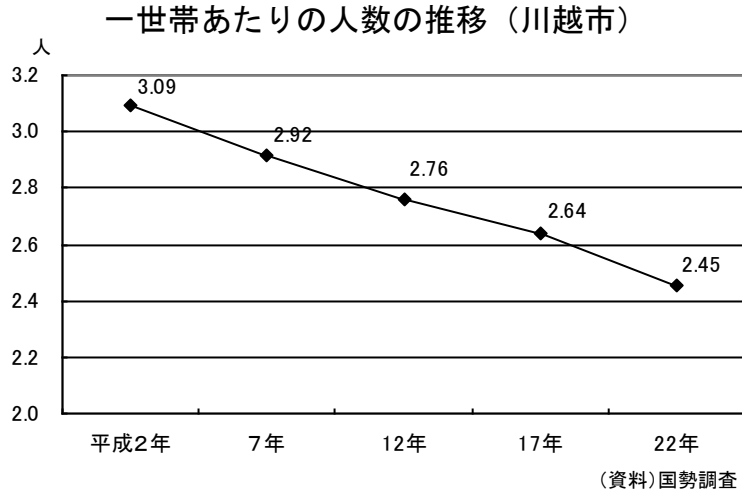
出生数の推移（川越市）



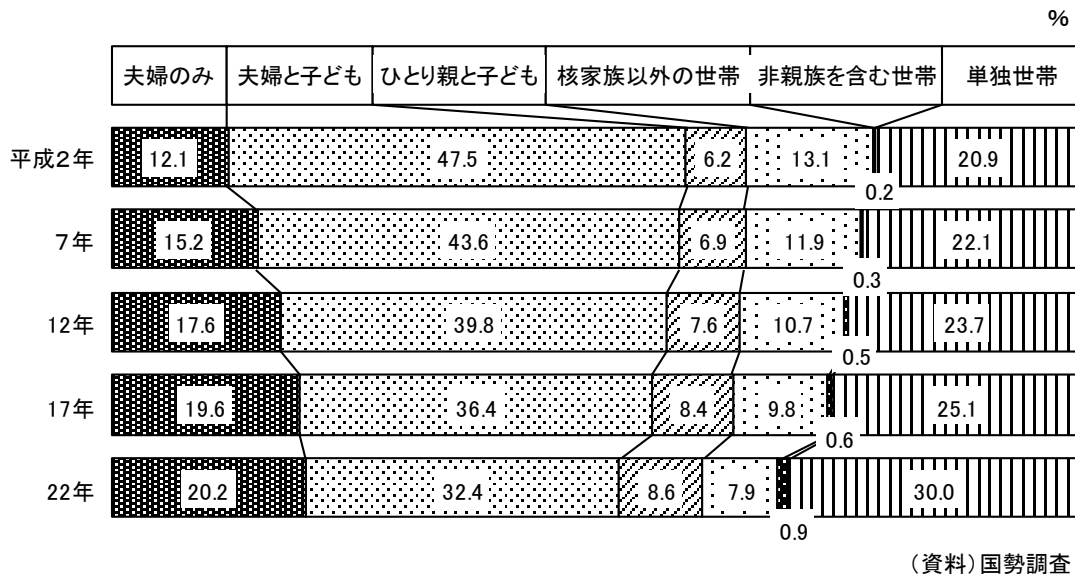
資料：川越市情報統計課（各年12月31日現在）

(4) 世帯の状況：一世帯あたりの人員数の減少

本市の世帯数は増加してきましたが、1世帯あたりの人数は平成2年の3.09人から平成22年の2.45人へと大きく減少しました。同時に、夫婦のみの世帯や単独世帯が増加し、夫婦と子ども世帯の割合は、平成2年の47.5%から平成22年の32.4%へと大きく減少しました。



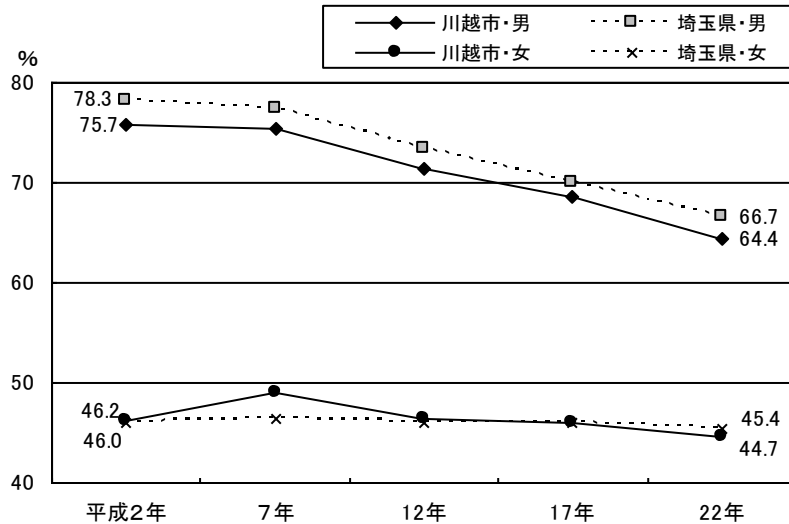
一世帯の家族類型世帯数の推移（川越市）



(5) 就労の状況

平成22年の本市の15歳以上の人口は296,834人、そのうち就労している人は161,774人で、54.5%が就労しています。15歳以上の女性の人口は148,715人、そのうち就労している人は66,431人、44.7%となっています。

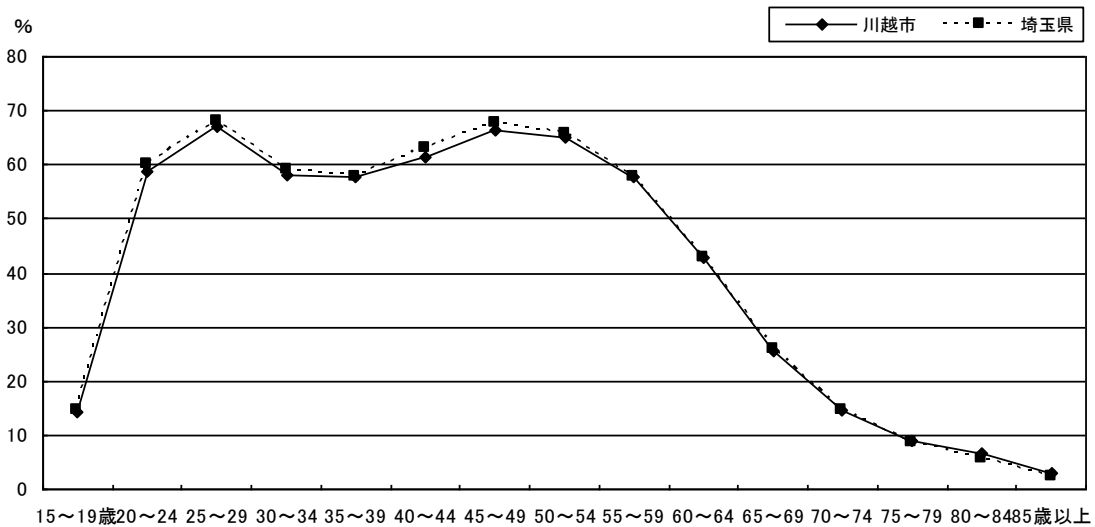
就業率の推移（川越市）



(資料)国勢調査

平成22年の15歳以上の女性の就業状況を年齢5歳階級別に見ると、15～19歳では在学者の割合が高いため就業者数が少ないが、20～24歳で急増し、25～29歳でピークを迎え、45～49歳で再びピークを迎えるというM字型になっています。

女性の年齢別就業状況（平成22年）



(資料)国勢調査

2 市民の意向（平成 25 年度ニーズ調査の結果より）

（1）就学前児童保護者調査

ア. 子どもを預かってくれる人

日頃、子どもをみてもらえる人は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が6割強で最も多くなっています。一方で「いずれもいない」は1割を超えています。

イ. 母親の就労状況と今後の就労希望

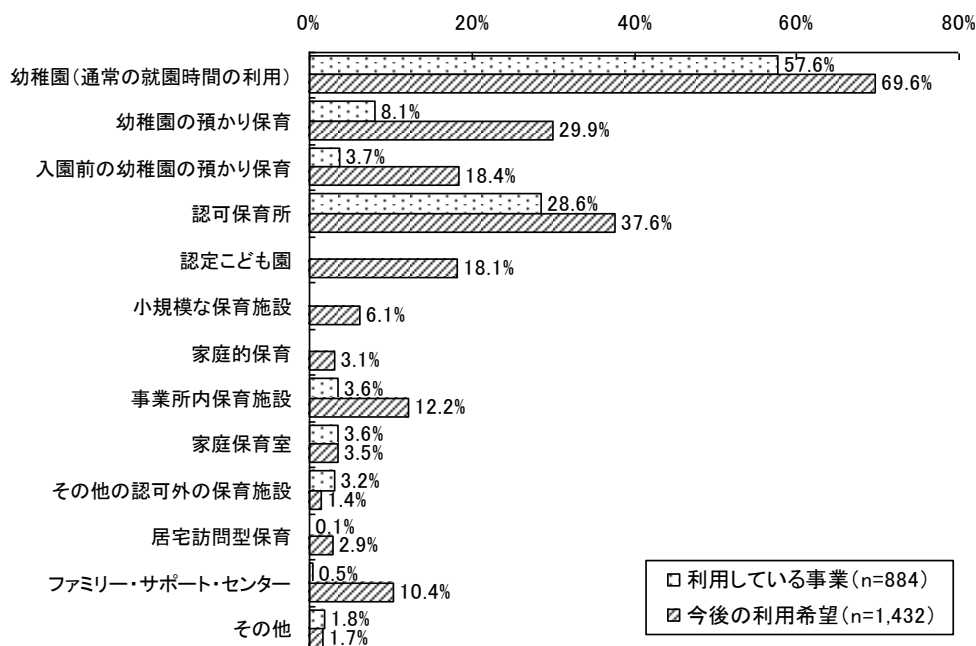
母親の就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」45.2%、フルタイム以外（産休・育休・介護休業中ではない）19.1%、「フルタイム（産休・育休・介護休業中ではない）」17.5%が多くなっています。

フルタイム以外で就労している母親のフルタイムへの転換希望は、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」と「転換希望はあるが、実現できる見込みはない」を合わせた割合は27.5%であり、「フルタイム以外の就労を続けることを希望」の38.4%より少なくなっています。

現在就労していない母親のうち、就労を希望する時期の一番下の子どもの年齢は、「7歳以上」が30.7%と最も多く、「3歳」25.5%、「4歳」21.2%などとなっています。また、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が16%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が20.5%となっています。

ウ. 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と今後の利用希望

現在、平日定期的に利用している教育・保育事業と、今後の利用希望を比較すると、「幼稚園の預かり保育」は21.8ポイント増、「入園前の幼稚園の預かり保育」は14.7ポイント増、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」は12ポイント増、「認定こども園」は新たに18.1%のニーズがあります。



エ. 土曜・日曜、長期休暇中の保育事業の利用希望

土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望は、「月に1～2回は利用したい」22.4%、「ほぼ毎週利用したい」8.8%となっています。

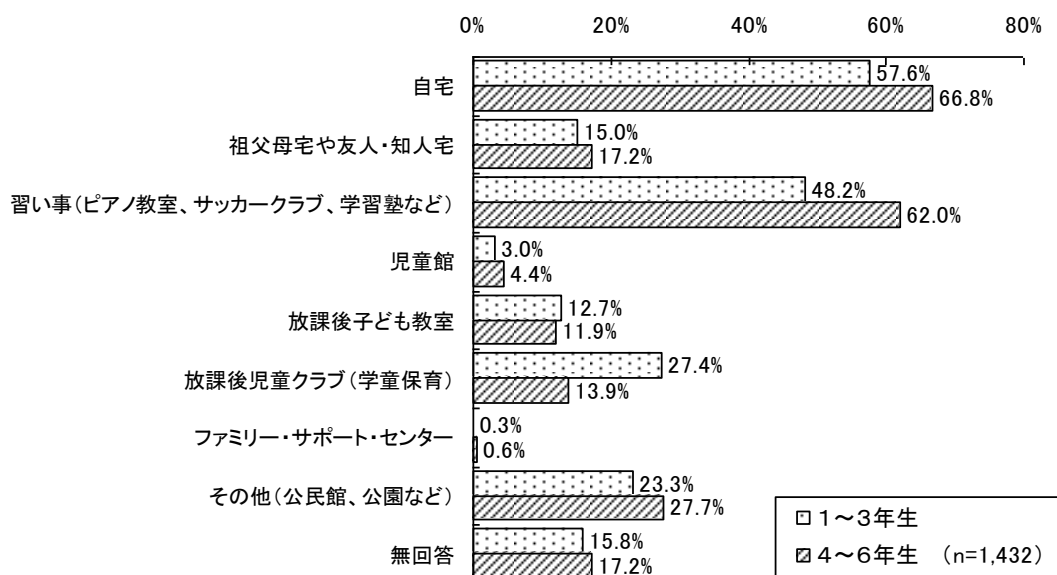
日曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望は、「月に1～2回は利用したい」13.8%、「ほぼ毎週利用したい」2.8%となっています。

幼稚園利用者の夏休み・冬休みなど長期休暇期間中の定期的な教育・保育事業の利用希望は、「休みの期間中、週に数日利用したい」44.0%、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」13.0%となっています。長期休暇期間中、たまに利用したい理由は、「買い物等の用事をまとめて済ませるため」48.2%、「リフレッシュのため」46.4%が多くなっています。

オ. 小学校就学後の放課後の過ごし方について

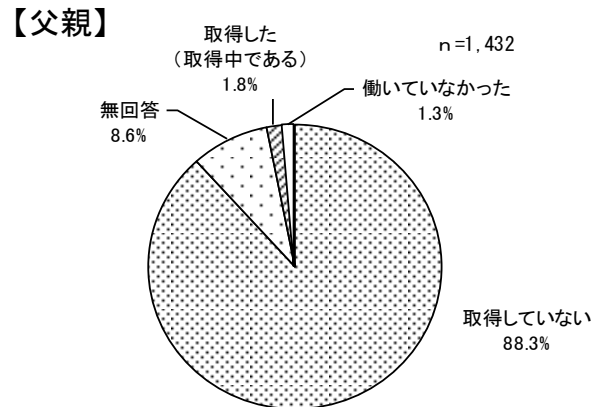
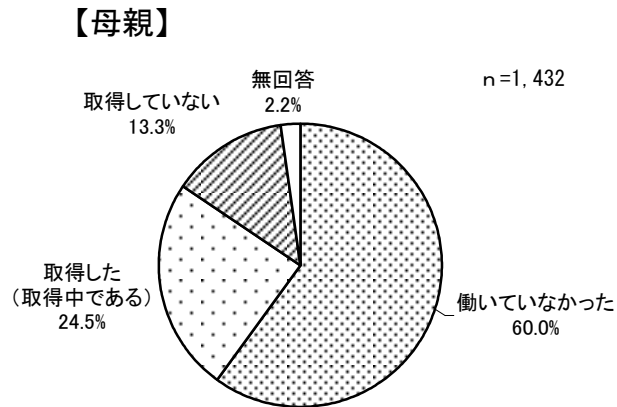
小学校低学年（1～3年生）のうちの希望する子どもの放課後の過ごし方は、「自宅」の割合が57.6%と最も高く、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」48.2%「放課後児童クラブ（学童保育）」27.4%の割合も高くなっています。

また、小学校高学年（4～6年生）になったら希望する子どもの放課後の過ごし方は、「自宅」の割合が66.8%と最も高く、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の62.0%と続いています。また、「放課後児童クラブ（学童保育）」の件数は、1～3年生のときと比べ減少し、13.9%となっています。



カ. 育児休業の取得状況について

育児休業の取得状況は、母親は「取得した（取得中である）」が24.5%、父親は「取得した（取得中である）」が1.8%となっています。母親は「働いていなかった」が60.0%を占めているため、働いていた母親のうち6割半ば以上が「取得した（取得中である）」ことになります。父親は「取得していない」が88.3%となっています。

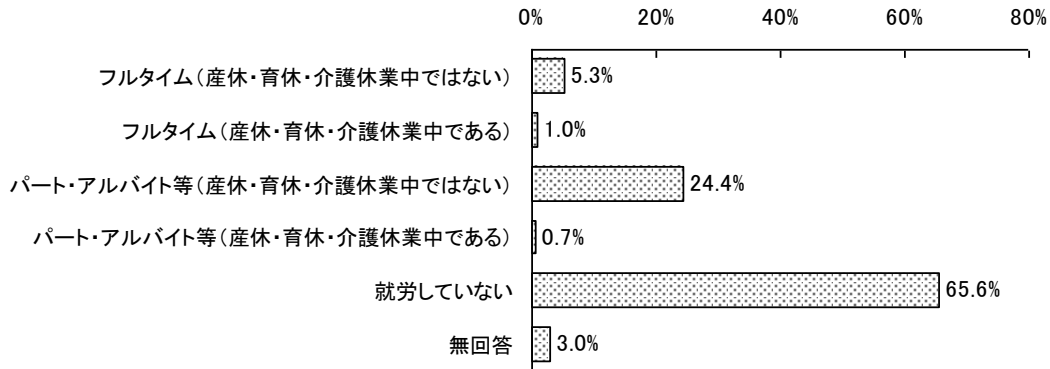


(2) 幼稚園利用児童保護者調査

ア. 母親の就労状況

「就労していない」の割合が65.6%と最も高くなっています。

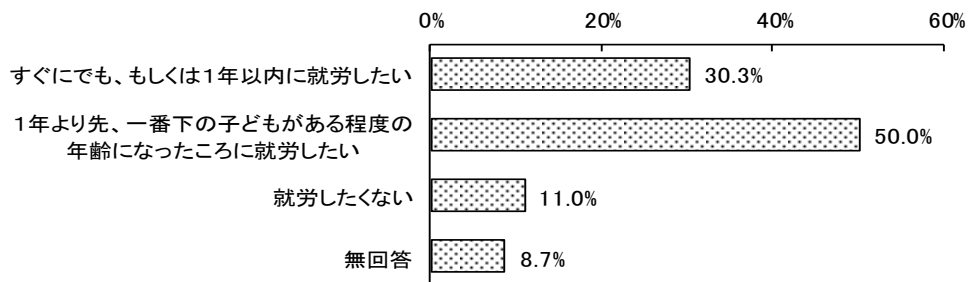
また、就労している母親のうちでは、「フルタイム以外（産休・育休・介護休業中ではない）」の割合が24.4%と最も高くなっています。



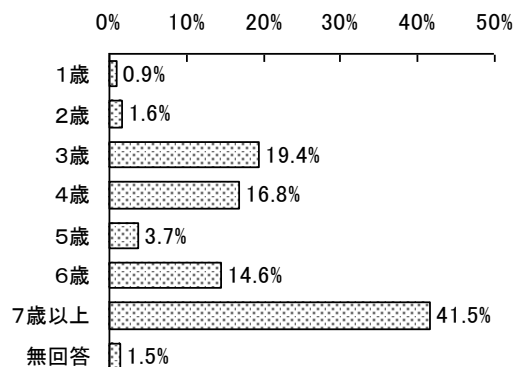
イ. 母親の就労希望

現在就労していない母親のうち、就労を希望する時期の一番下の子どもの年齢は、「7歳以上」が41.5%と最も多く、「3歳」19.4%、「4歳」16.8%などとなっています。また、「就労したくない」が11%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が30.3%となっています。

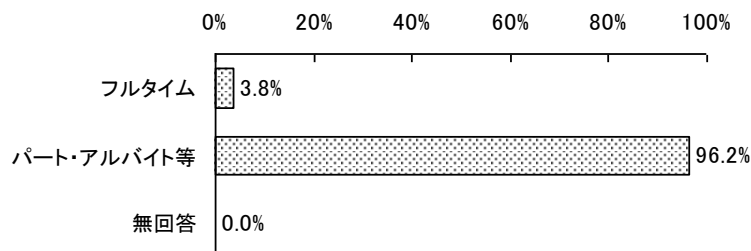
さらに、今後希望する就労形態は、「パートタイム、アルバイト等」の割合が96.2%と高くなっています。希望する就労形態がパートタイム・アルバイト等の場合の、1週あたりの勤務日数は「3日(47.6%)」、1日あたりの勤務時間は、「3～4時間(51.6%)」の割合がいずれも高くなっています。



■就労を希望する時期 (子どもの年齢)

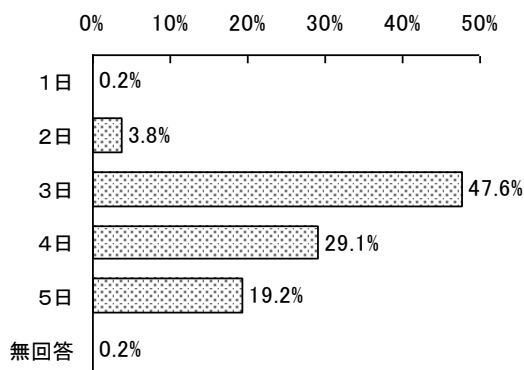


■希望する就労形態

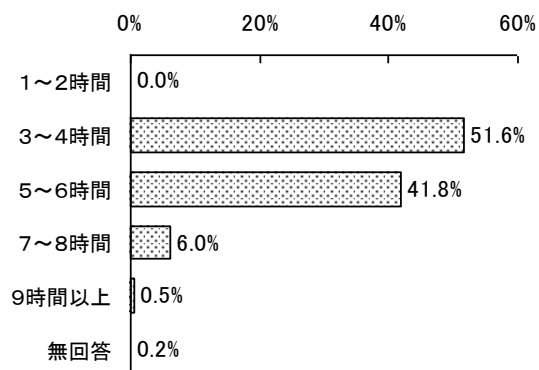


■希望する就労形態がパートタイム・アルバイト等の場合の希望する勤務日数・時間

(1週あたり勤務日数)

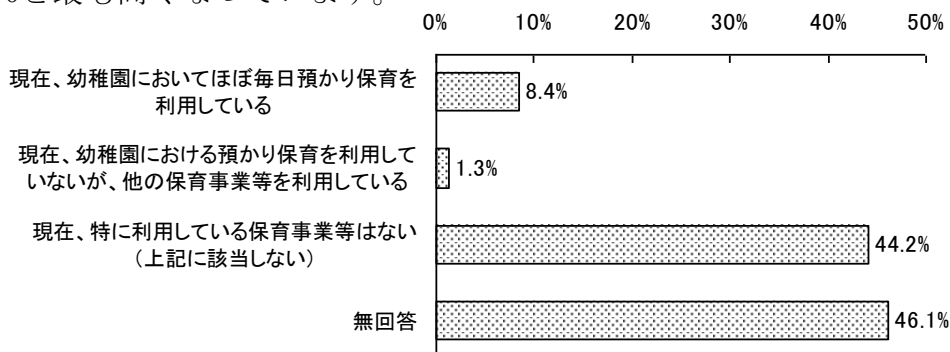


(1日あたり勤務時間)

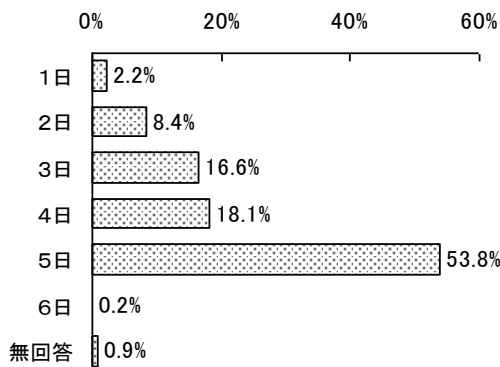


ウ. 幼稚園における預かり保育の利用状況

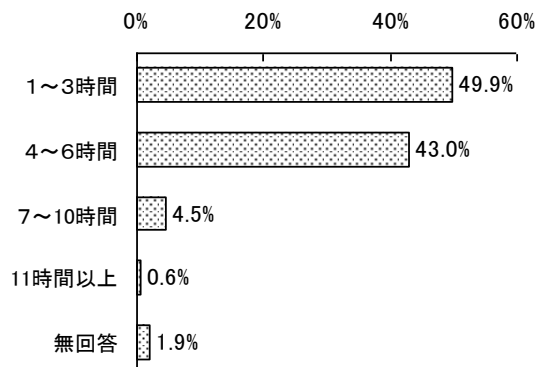
幼稚園における預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業。以下同じ。）の利用状況については、「現在、特に利用している保育事業等はない（上記に該当しない）」の割合が、44.2%と最も高くなっています。



■1週あたり日数



■利用時間



(3) 放課後児童クラブ（学童保育）利用児童保護者調査

ア. 現在の利用状況

平日の教育・保育の事業の日数などの利用状況は、1週あたりの日数については、「5日」の割合が68.4%、1日あたりの時間については、「3時間」の割合が60.4%と、それぞれ最も高くなっています。

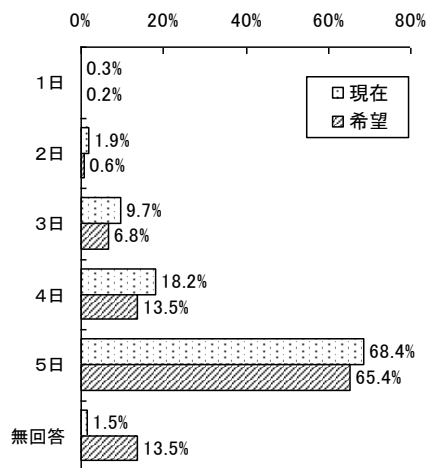
また、利用時間帯は、登室時刻については、「15時（75.9%）」、降室時刻については、「18時（70.6%）」の割合がそれぞれ高くなっています。

イ. 今後の利用希望

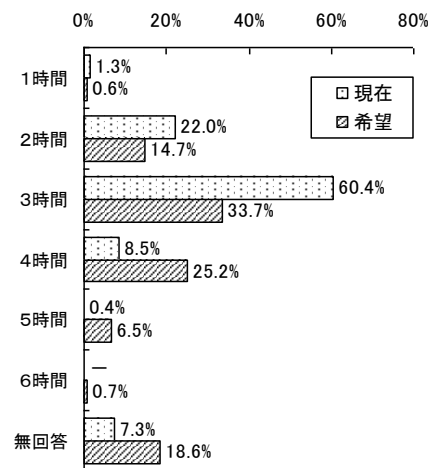
平日の教育・保育の事業の日数などの利用希望は、1週あたりの日数については、「5日」の割合が65.4%、1日あたりの時間については、「3時間」の割合が33.7%と、それぞれ最も高くなっています。

また、利用希望時間帯は、登室時刻については、「15時（66.3%）」、降室時刻については、「18時（34.5%）」の割合が比較的高くなっています。

■ 1週あたり日数

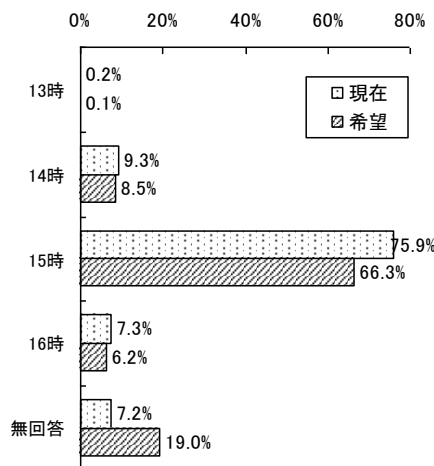


■ 1日あたり時間

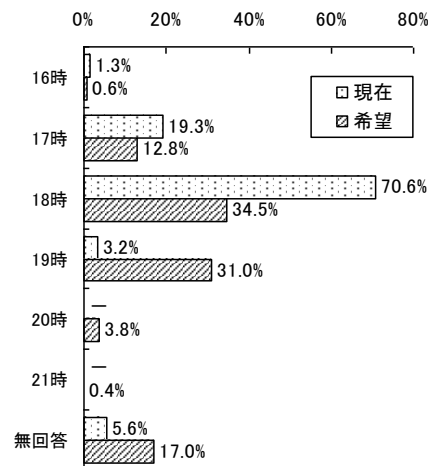


■ 利用時間帯

(登室時刻)



(降室時刻)



3 次世代育成支援対策行動計画（かわごえ子育てプラン） 後期計画の主な事業の達成状況と課題

本市では安心して子どもを生み育てることができる環境を整備するため、次世代育成支援対策推進法に基づき、「川越市次世代育成支援対策行動計画（かわごえ子育てプラン）後期計画」（計画期間：平成 22 年度から平成 26 年度）を策定し、児童福祉施策にとどまらず、教育や環境づくりなど幅広い事業を実施しました。

同プラン（後期計画）の重点施策のうち目標事業量を設定した主な事業の達成状況

NO	事業名	目標事業量	平成 25 年度達成状況	事業所管課
1	乳幼児健診	受診率（医療機関での受診率を含む） 100%	・ 4 か月児健診 93.9% ・ 1 歳 6 か月児健診 92.9% ・ 3 歳児健診 91.1%	健康づくり 支援課
2	産婦・新生児訪問指導	訪問率（こんにちは赤ちゃん事業を含む） 100%	訪問率（こんにちは赤ちゃん事業を含む） 79.3%	健康づくり 支援課
3	中学生社会体験事業	実施率 100%	実施率 100% ・ 参加生徒数 2,667 名 ・ 協力事業所 延 795 事業所	教育指導課
4	公立学校施設の整備	公立学校施設の耐震化率 100%	公立学校施設の耐震化率 100%	教育財務課
5	家庭教育講座	25 講座	28 講座	中央公民館
6	ワークライフバランスの推進・啓発	セミナー一年 2 回	セミナー一年 1 回	雇用支援課 男女共同参画課 こども政策課 職員課
7	学童保育事業	2,251 人	1,983 人	教育財務課
8	病児・病後児保育事業	13 箇所	2 箇所	こども育成課
9	一時的（特定）保育事業	50 箇所 150,000 人	15 箇所 8,381 人	保育課

NO	事業名	目標事業量	平成 25 年度達成状況	事業所管課
10	地域子育て支援拠点事業	25 箇所	16 箇所	こども育成課
11	ファミリー・サポート・センター事業	2 箇所	1 箇所	こども育成課
12	通常保育事業	3,840 人	3,281 人	保育課
13	地域子どもサポート推進事業（学校応援団推進事業・学校支援地域本部事業を含む）	事業に携わった人数 10,000 人	事業に携わった人数 32,848 人	地域教育支援課
14	こんにちは赤ちゃん事業	訪問率（産婦・新生児訪問指導を含む） 100%	訪問率（産婦・新生児訪問指導を含む） 79.3%	健康づくり支援課
15	安全・安心な都市公園の整備	改修数 年間 20 箇所	施設改修・新規整備 実施公園数 16 公園	公園整備課
16	赤ちゃんの駅	50 箇所	127 箇所	こども育成課
17	交通安全教育	180 回 21,000 人	160 回 15,661 人	防犯・交通安全課

< 課 題 >

安心して子どもを産み育てることができるよう、母子保健事業の推進に努めていますが、乳幼児健診は約 9 割、産婦・新生児訪問指導は約 8 割の達成状況です。

産婦・新生児訪問指導とこんにちは赤ちゃん事業は、里帰り等により不在の家庭に対する支援が課題となっており、体制を整備していく必要があります。

就学前の子どもにかかる教育・保育の需要は増大していますが、通常保育事業をはじめ、一時的（特定）保育事業や病児・病後児保育事業は、いずれも設定した目標事業量と達成状況に開きがあるため、今後一層の取り組みが必要となっています。

病児・病後児保育事業については、小児科併設である病院と、小児科併設ではない病院とで利用者数のばらつきがあることから、現在利用実績の少ない施設については、PR 方法等を再考し利用状況等を改善する必要があります。

地域子育て支援拠点事業については、平成 25 年度に 16 箇所で年間延べ約 60,400 人の利用実績がありますが、地区ごとの拠点配置数の偏在、各施設の利用人数に偏りがあります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

安心して子育てができるまち川越

生まれたばかりの子どもは、自分ひとりでは生きていけない存在です。大人の手を借りてはじめて生命を維持し、人として成長することができます。

その命は、生まれながらにしてさまざまな固有の権利を有し、かけがえのない存在として尊重されることが必要です。

そして子どもは、保護者や多くの人々の愛情に生まれ、子ども同士が集団の中で育ち合いながら一人の人間として日々成長していきます。

保護者もまた、子どもを生み育てる過程を通じて成長していきます。子どもに限りない愛情を注ぎ、子どもの成長に感謝・感動しつつ、保護者自身が成長することで、喜びや生きがいを感じることができます。

子どもが安心して生まれ、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを行政や地域社会全体で支援していくことが必要です。

本市では、「安心して子育てができるまち川越」を基本理念として、将来を担う子どもたちが歴史と文化に生まれたまち川越で健やかに成長でき、保護者が地域の人々とともに安心して子どもを生み育てることができ、さらに子育ての楽しさや喜びを実感できるまちづくりを目指します。

2. 計画の基本目標

基本目標1：子どもと親の豊かな健康づくりの推進

(1) 子どもと親の健康の確保・増進

妊婦が安心して妊娠・出産に臨み、赤ちゃんを健やかに育てていくことができるよう、各種健診や訪問指導、相談の実施等により、子どもと親の健康の確保・増進に努めます。

(2) 食育・保健対策の充実

成長段階に応じた「食育」の推進や、次代の親となる思春期の子どもたちが心身ともに健康に育つよう、保健対策の充実に努めます。

基本目標2：幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援

(1) 教育・保育の量的拡大・質的向上

すべての子どもが発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、教育・保育の量の拡大や質の向上に努めます。

産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、教育・保育施設等の計画的な整備に努めます。

また、就学前の教育・保育から小学校入学につなげるための円滑な連携に努めます。

(2) 多様な保育事業の推進

多様化する保育ニーズに応えるため、保育事業の推進に努めます。

基本目標3：心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進

(1) 学校教育の充実

「生きる力」を育むために、一人ひとりの子どもの個性を伸ばし、「確かな学力」の向上を図る学校教育の充実に努めます。

(2) 家庭や地域による教育力の向上

次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長し、自立した大人となるために、家庭や地域が連携して子どもたちをとりまく環境の整備に努めます。

基本目標4：要支援児童へのきめ細かな取組の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの人権を侵害し、心身の健やかな成長に多大な影響を与えます。児童虐待の予防及び早期発見・早期対応のための体制を整備し、児童虐待防止対策の充実や再発予防等に努めます。

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭が自立して生活することができるよう、相談体制の充実に努めると

ともに、日常生活支援や福祉資金の貸付等ひとり親家庭の自立支援の推進に努めます。

(3) 障害児施策の充実

障害のある子どもや、さまざまな支援を必要とする子どもとその家庭が、地域で安心して生活できるように、日常生活を支援するとともに、子どもの発達に対する取組や、各種相談体制の充実等に努めます。

基本目標 5：安心して子どもを生み、育てることができる環境づくり

(1) 仕事と家庭の両立の推進

男性と女性が互いに協力して家庭を築き、子育てができる社会の実現を図るため、育児休業、再雇用制度等の普及を促進し、多様な働き方の実現に努めます。

(2) 地域における子育て支援サービスの充実

子どもが身近な地域で心身共に健やかに成長することができるよう、地域子育て支援拠点事業等、地域における子育て支援サービスの充実等に努めます。

(3) 子どもの健全育成の取組

すべての子どもが、ひとりの人間として健やかに成長するよう、子どもの健全育成の取組に努めます。放課後・休日等の子どもの居場所づくりを推進し、家庭・地域・学校等が連携して子どもの健やかな育ちを支援します。

(4) 安全・安心なまちづくり

子どもと親が安心して外出できるよう、交通安全対策の推進等、安全な道路交通環境の整備に努めるとともに、川越市防犯のまちづくり基本方針に基づく各種施策を推進し、子ども等を犯罪等の被害から守るための活動の推進に努めます。

(5) 子育て情報提供の充実

子育て中の家庭が必要な情報を容易に入手できるよう、情報提供の充実に努めます。

3. 計画の体系

基本理念

基本目標

施策目標

安心して子育てができるまち川越

基本目標 1

子どもと親の豊かな健康づくりの推進

(1) 子どもと親の健康の確保・増進

(2) 食育・保健対策の充実

基本目標 2

幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援

(1) 教育・保育の量的拡大・質的向上

(2) 多様な保育事業の推進

基本目標 3

心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進

(1) 学校教育の充実

(2) 家庭や地域による教育力の向上

基本目標 4

要支援児童へのきめ細かな取組の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

(3) 障害児施策の充実

基本目標 5

安心して子どもを生み、育てることができる環境づくり

(1) 仕事と家庭の両立の推進

(2) 地域における子育て支援サービスの充実

(3) 子どもの健全育成の取組

(4) 安全・安心なまちづくり

(5) 子育て情報提供の充実

第4章 各教育・保育提供区域における目標値

1 教育・保育認定について

「子ども・子育て支援法」では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を行う仕組みとなっています。認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分		子の年齢	保育の必要性	施設等	利用時間
教育標準 時間認定	1号	3～5歳	なし	幼稚園 認定こども園	教育標準時間
保育認定	2号	3～5歳	あり ※教育を希望	幼稚園 認定こども園	教育標準時間
	2号	3～5歳	あり	保育所 認定こども園	保育標準時間 保育短時間
	3号	0歳 1・2歳	あり	保育所、認定こども園 地域型保育事業	保育標準時間 保育短時間

1号認定子ども・・・満3歳以上の学校教育のみの就学前子ども
(保育を必要としない子ども)

2号認定子ども・・・満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
(保育を必要とする子ども)

3号認定子ども・・・満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
(保育を必要とする子ども)

教育標準時間・・・1日4時間の幼児教育

保育標準時間・・・1日最大11時間の保育。主にフルタイムの就労を想定

保育短時間・・・1日最大8時間の保育。主にパートタイムの就労を想定

※保育の必要性は保護者の労働、疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に認定されます。本市では保育の必要性に係る就労時間の下限を1ヶ月あたり〇〇時間としています。

2 教育・保育施設について

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園と保育所に加え、両方の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図るとしています。

また、待機児童の多い2歳児までを対象に少人数の子どもを保育する地域型保育事業を創設し、身近な保育の場を確保するとしています。

子ども・子育て支援新制度の対象施設（1号～3号認定の受け入れ施設）として市の確認を受ける教育・保育施設を特定教育・保育施設、3号認定の受け入れ先として市の確認を受ける地域型保育事業を特定地域型保育事業といい、それぞれ施設型給付、地域型保育給付の対象となります。

	施設	子の年齢	保育の必要性
教育・保育施設	認定こども園	0～5歳	保護者の就労に関わらず利用でき、幼児期の教育と保育を一体的に行う施設。
	幼稚園	3～5歳	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設。
	保育所	0～5歳	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設。
地域型保育事業	家庭的保育	0～2歳	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）で保育を行う事業。
	小規模保育	0～2歳	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、保育を行う事業。
	事業所内保育	0～2歳	会社や事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業。
	居宅訪問型保育	0～2歳	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育する事業。

※ 幼稚園や事業者が新制度に対応するかどうかは、各園や事業者が決めることとなっています。

3 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域です。

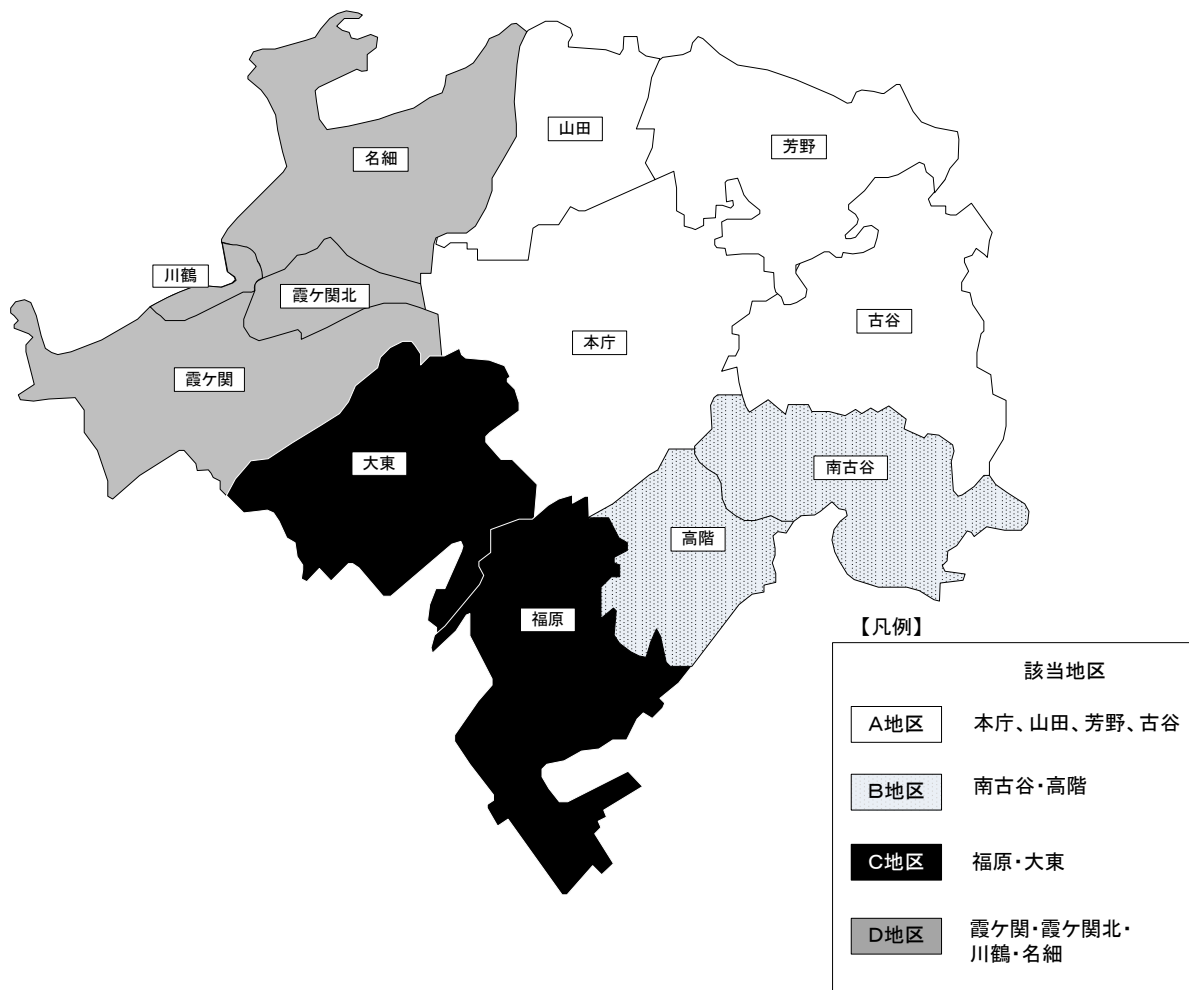
教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なることから、子どもの認定区分ごと又は事業ごとに区域を設定します。

教育・保育施設、地域型保育事業についての区域

認定区分	区域
1号（幼稚園）	市全域
2号（幼稚園）	市全域
2号（保育所、認定こども園）	4区域
3号（保育所、認定こども園、地域型保育事業）	4区域

地域子ども・子育て支援事業についての区域

事業	区域
① 利用者支援事業	市全域
② 時間外保育事業（延長保育事業）	4区域
③ 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）	3 2区域（小学校区）
④ 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業、ショートステイ事業）	市全域
⑤ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業、産婦・新生児訪問指導）	市全域
⑥ 養育支援訪問事業	市全域
⑦ 地域子育て支援拠点事業	1 2区域 （本庁及び市民センター管内）
⑧ 一時預かり事業	市全域
⑨ 病児・病後児保育事業等	市全域
⑩ ファミリー・サポート・センター事業	市全域
⑪ 妊婦健康診査	市全域
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進する事業	市全域



4 教育・保育の量の見込みと確保方策

《事業の概要》

1～3号の認定区分ごと、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み（需要）」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による「確保方策（供給）」（確保の内容及び実施時期）を設定しました。

量の見込みは、ニーズ調査の結果に現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況等も勘案して設定しました。

また、確保方策は、特定教育・保育施設のほか、確認を受けない幼稚園、地域型保育事業、他市町の施設等によっても設定し、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れるための体制確保等も勘案しています。

さらに、小学校就学前子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用できるよう、計画的に整備を行います。

・対象児童年齢…0～5歳

〈平成26年度の川越市の現状〉

公立保育所20園 定員1,830人
 民間保育所20園 定員1,586人
 私立幼稚園32園 定員7,450人

(平成26年4月1日現在)

量の見込み（全体）

	3歳以上			0歳	1・2歳
	1号認定	2号認定		3号認定	
	学校教育のみ	幼児期の学校教育の利用希望が強い	保育の必要性あり	保育の必要性あり	
平成27年度	5,760人	961人	2,326人	617人	2,002人
平成28年度	5,747人	960人	2,314人	586人	1,903人
平成29年度	5,530人	924人	2,226人	572人	1,858人
平成30年度	5,317人	889人	2,141人	553人	1,795人
平成31年度	5,061人	847人	2,034人	531人	1,728人

〈量の見込みと確保方策〉 ※平成26年9月末現在

【全体】

量の見込み・確保内容・実施時期		平成27年度				平成28年度					
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み		5760	961	2326	617	2,002	5747	960	2314	586	1903
(他市町の子ども) ※1		643	10	—	—	2	643	10	—	—	2
① 量の見込み 計		7364	2336	617	2004	7350	2324	586	1905		
確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	253	2125	323	1,308	446	2174	365	1429		
	(他市町の子ども)	177	10	—	—	2	196	10	—	—	2
	確認を受けない幼稚園	6554	—	—	—	—	6413	—	—	—	—
	(他市町の子ども)	466	—	—	—	—	447	—	—	—	—
	特定地域型保育事業	—	—	58	118	—	—	—	82	164	
	(他市町の子ども)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他市町の施設利用 ※2		513	18	—	—	6	513	19	—	—	5
② 確保方策による確保量 計		7963	2153	381	1434	8015	2203	447	1600		
認可外保育施設		—	278	139	409	—	278	115	363		
②-①		599	-183	-236	-570	665	-121	-139	-305		

平成27年度から2・3号認定の量の見込みに対する確保量が不足していることから、充足するまで認可施設の整備を進め、区域に偏在する量の見込みについて平準化を図ります。また、保育需要全体や人口推移にも注視しつつ、地域型保育事業についても必要な区域への整備を行います。

※1 他市町の子どもの量の見込み内訳（平成27年度～平成31年度同数で設定） 単位(人)

さいたま市 1号(8)、東松山市 1号(8)、狭山市 1号(37) 2号学校教育以外(3)、富士見市 1号(19)、
 坂戸市 1号(47)、鶴ヶ島市 1号(82) 2号学校教育以外(3) 3号1・2歳(1)、
 日高市 1号(30) 2号学校教育以外(3)、ふじみ野市 1号(402)、2号学校教育以外(1) 3号1・2歳(1)、
 川島町 1号(10)

※2 他市町の施設での確保量内訳（志木市以外は平成27年度～平成31年度同数で設定） 単位(人)

さいたま市 1号(10) 2号学校教育以外(1) 3号1・2歳(1)、狭山市 1号(16) 2号学校教育以外(5)、
 上尾市 1号(3)、志木市 2号学校教育以外 平成27(1) 平成28(2) 平成29・30(1) 3号1・2歳 平成27(1)、
 富士見市 1号(11)、坂戸市 1号(98)、鶴ヶ島市 1号(249) 2号学校教育以外(3) 3号1・2歳(1)、
 日高市 1号(38) 2号学校教育以外(3)、ふじみ野市 1号(82) 2号学校教育以外(3)、三芳町 1号(6)、
 毛呂山町 2号学校教育以外(2) 3号1・2歳(3)

平成29年度					平成30年度					平成31年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
5530	924	2226	572	1858	5317	889	2141	553	1795	5061	847	2034	531	1728
	643	10	—	2		643	10	—	2		643	10	—	2
	7097	2236	572	1860		6849	2151	553	1797		6551	2044	531	1730
	446	2226	378	1484		446	2131	363	1424		446	2033	350	1365
	196	10	—	2		196	10	—	2		196	10	—	2
	6413	—	—	—		6413	—	—	—		6413	—	—	—
	447	—	—	—		447	—	—	—		447	—	—	—
	—	—	194	383		—	—	194	383		—	—	194	383
	—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—
	513	18	—	5		513	18	—	5		513	17	—	5
	8015	2254	572	1874		8015	2159	557	1814		8015	2060	544	1755
	—	158	76	255		—	158	76	255		—	158	76	255
	918	18	0	14		1166	8	4	17		1464	16	13	25

<1号認定>

1号認定については、幼稚園の利用実態が広域であることから、区域を市全域に設定しています。川越市内の幼稚園は全て私立の幼稚園であり、今後、認定こども園に移行する幼稚園も含め、入園希望者が全員入園出来る定員があるため、量の見込みに対する確保量が不足するという事は想定していません。

また、2号認定のうち学校教育の利用希望が強いと想定される子どもについては、幼稚園と幼稚園における教育標準時間後の一時預かり事業、又は認定こども園で確保することとしています。

<2号認定>

区域について、本庁及び市民センター所管区域の12区域を基本に統合した4区域に設定しています。2号認定のうち、学校教育の利用希望が強いと想定される子どもについては幼稚園で確保し、それ以外の2号認定を保育所と認定こども園で確保します。施設整備を行い平成29年度末までに待機児童の解消を目指しています。

<3号認定>

0歳と1・2歳に分けて設定しており、区域は2号認定と同じ4区域です。保育所と認定こども園で確保していくほか、認可外保育施設の認可支援を行い、地域型保育事業として位置付けて量を確保していきますが、潜在的なニーズはまだまだ顕在化するものと考えられることから、財政効率を加味した上で効果的な環境整備を進めます。

【A地区】本庁・山田・芳野・古谷

量の見込み・確保内容・実施時期		平成27年度					平成28年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み		—	—	801	270	869	—	—	804	269	868
他市町の子ども ※1		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(A) 量の見込み 計		—	—	801	270	869	—	—	804	269	868
確保 方 策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	—	—	900	140	558	—	—	797	158	643
	(他市町の子ども)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(他市町の子ども)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業	—	—	—	31	64	—	—	—	43	86
	(他市町の子ども)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他市町の施設利用 ※2		—	—	1	—	1	—	—	1	—	1
(B) 確保方策による確保量 計		—	—	901	171	623	—	—	798	201	730
認可外保育施設		—	—	170	85	159	—	—	170	73	137
(B) - (A)		—	—	100	-99	-246	—	—	-6	-68	-138

【B地区】南古谷・高階

量の見込み・確保内容・実施時期		平成27年度					平成28年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み		—	—	496	115	370	—	—	496	106	342
他市町の子ども ※1		—	—	1	—	1	—	—	1	—	1
(A) 量の見込み 計		—	—	497	115	371	—	—	497	106	343
確保 方 策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	—	—	472	68	288	—	—	472	69	287
	(他市町の子ども)	—	—	1	—	1	—	—	1	—	1
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(他市町の子ども)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業	—	—	—	10	20	—	—	—	15	31
	(他市町の子ども)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他市町の施設利用 ※2		—	—	4	—	1	—	—	5	—	—
(B) 確保方策による確保量 計		—	—	477	78	310	—	—	478	84	319
認可外保育施設		—	—	56	32	74	—	—	56	27	63
(B) - (A)		—	—	-20	-37	-61	—	—	-19	-22	-24

平成29年度					平成30年度					平成31年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
—	—	785	264	850	—	—	761	254	820	—	—	737	243	783
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	785	264	850	—	—	761	254	820	—	—	737	243	783
—	—	817	167	674	—	—	763	158	647	—	—	739	152	617
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	97	176	—	—	—	97	176	—	—	—	97	176	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	1	—	1	—	—	1	—	1	—	—	1	—	1
—	—	818	264	851	—	—	764	255	824	—	—	740	249	794
—	—	132	44	89	—	—	132	44	89	—	—	132	44	89
—	—	33	0	1	—	—	3	1	4	—	—	3	6	11

平成29年度					平成30年度					平成31年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
—	—	476	103	334	—	—	460	100	322	—	—	437	96	310
—	—	1	—	1	—	—	1	—	1	—	—	1	—	1
—	—	477	103	335	—	—	461	100	323	—	—	438	96	311
—	—	472	69	287	—	—	458	66	254	—	—	436	62	240
—	—	1	—	1	—	—	1	—	1	—	—	1	—	1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	34	73	—	—	—	34	73	—	—	—	34	73
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	4	—	—	—	—	4	—	—	—	—	3	—	—
—	—	477	103	361	—	—	463	100	328	—	—	440	96	314
—	—	23	21	39	—	—	23	21	39	—	—	23	21	39
—	—	0	0	26	—	—	2	0	5	—	—	2	0	3

【C地区】福原・大東

量の見込み・確保内容・実施時期		平成27年度				平成28年度					
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み		—	—	495	81	263	—	—	490	74	238
他市町の子ども ※1		—	—	3	—	—	—	—	3	—	—
(A) 量の見込み 計		—	—	498	81	263	—	—	493	74	238
確保 方 策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	—	—	268	43	166	—	—	405	40	144
	(他市町の子ども)	—	—	3	—	—	—	—	3	—	—
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(他市町の子ども)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業	—	—	—	4	9	—	—	—	4	9
	(他市町の子ども)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他市町の施設利用 ※2		—	—	5	—	—	—	—	5	—	—
(B) 確保方策による確保量 計		—	—	276	47	175	—	—	413	44	153
認可外保育施設		—	—	24	7	32	—	—	24	7	32
(B) - (A)		—	—	-222	-34	-88	—	—	-80	-30	-85

【D地区】霞ヶ関・霞ヶ関北・川鶴・名細

量の見込み・確保内容・実施時期		平成27年度				平成28年度					
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み		—	—	534	151	500	—	—	524	137	455
他市町の子ども ※1		—	—	6	—	1	—	—	6	—	1
(A) 量の見込み		—	—	540	151	501	—	—	530	137	456
確保 方 策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	—	—	485	72	296	—	—	500	98	355
	(他市町の子ども)	—	—	6	—	1	—	—	6	—	1
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(他市町の子ども)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業	—	—	—	13	25	—	—	—	20	38
	(他市町の子ども)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他市町の施設利用 ※2		—	—	8	—	4	—	—	8	—	4
(B) 確保方策による確保量 計		—	—	499	85	326	—	—	514	118	398
認可外保育施設		—	—	28	15	144	—	—	28	8	131
(B) - (A)		—	—	-41	-66	-175	—	—	-16	-19	-58

平成29年度					平成30年度					平成31年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
—	—	464	71	230	—	—	442	69	221	—	—	407	67	216
—	—	3	—	—	—	—	3	—	—	—	—	3	—	—
—	—	467	71	230	—	—	445	69	221	—	—	410	67	216
—	—	437	44	168	—	—	437	44	168	—	—	410	44	165
—	—	3	—	—	—	—	3	—	—	—	—	3	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	27	61	—	—	—	27	61	—	—	—	27	61
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	5	—	—	—	—	5	—	—	—	—	5	—	—
—	—	445	71	229	—	—	445	71	229	—	—	418	71	226
—	—	—	3	6	—	—	—	3	6	—	—	—	3	6
—	—	-22	0	-1	—	—	0	2	8	—	—	8	4	10

平成29年度					平成30年度					平成31年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
—	—	501	134	444	—	—	478	130	432	—	—	453	125	419
—	—	6	—	1	—	—	6	—	1	—	—	6	—	1
—	—	507	134	445	—	—	484	130	433	—	—	459	125	420
—	—	500	98	355	—	—	473	95	355	—	—	448	92	343
—	—	6	—	1	—	—	6	—	1	—	—	6	—	1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	36	73	—	—	—	36	73	—	—	—	36	73
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	8	—	4	—	—	8	—	4	—	—	8	—	4
—	—	514	134	433	—	—	487	131	433	—	—	462	128	421
—	—	3	8	121	—	—	3	8	121	—	—	3	8	121
—	—	7	0	-12	—	—	3	1	0	—	—	3	3	1

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

量の見込み（全体）

	単位	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
① 利用者支援事業	箇所	1	1	1	1	1	
② 時間外保育事業 （延長保育事業）	人	1,921	1,875	1,814	1,750	1,676	
③ 放課後児童健全育 成事業（学童保 育事業）	低学年	人	1,802	1,819	1,823	1,834	1,820
	高学年	人	652	652	660	671	672
④ 子育て短期支 援事業	トワイライトス テイ	人日	190	190	190	190	190
	ショートステイ	人日	100	120	120	150	150
⑤ 乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業、 産婦・新生児訪問指導）	人	2,643	2,564	2,473	2,394	2,315	
⑥ 養育支援 訪問事業	養育支援訪 問	人	11	11	11	11	11
	要保護児童	人	540	600	660	730	800
⑦ 地域子育て支援拠点事業	人回	93,251	96,718	100,265	104,002	108,105	
⑧ 一時預か り事業	幼稚園にお ける在園児 を対象とした 一時預かり	人日	14,828	14,746	14,283	13,802	13,234
	2号認定によ る 定期的な利用	人日	149,674	148,955	143,381	137,569	130,935
	保育所等にお ける一時預か り	人日	64,602	62,069	60,212	58,215	56,376
⑨ 病児・病後児保育事業等	人日	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	
⑩ ファミリー・ サポート・ センター 事業	未就学	人日	6,610	6,620	6,630	6,640	6,650
	就学児	人日	4,740	4,750	4,760	4,770	4,780
⑪ 妊婦健康診査	人回	30,255	29,181	28,249	27,317	26,444	
⑫ 実費徴収に係る補足給付 を行う事業	—	—	—	—	—	—	
⑬ 多様な主体が本制度に参 入することを促進する事業	—	—	—	—	—	—	

① 利用者支援事業

《事業の概要》

子育て中の親子や妊婦等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。

【所管課：こども育成課】

〈平成25年度の川越市の現状〉

新規事業であるため、事業実績なし

〈量の見込みと確保方策〉 区域：市全域

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(A)	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
確保方策(B)	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
(B-A)	-1箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所

本事業については、平成28年度までに市内に1箇所整備する予定です。

子育て家庭の個別のニーズを把握し、適切な施設・事業等の利用支援や、関係機関との連絡調整等を行うため、子どもについての専門知識を有する職員の養成及び配置を推進していきます。

② 時間外保育事業（延長保育事業）

《事業の概要》

保育所において、11時間の開所時間を超えて保育を行う事業です。

・対象児童年齢…0～5歳

【所管課：保育課】

〈平成25年度の川越市の現状〉

全20箇所の公立保育所において、1時間（高階保育園では2時間）の延長保育を実施。民間保育所においては、全20箇所で実施。

実施箇所40箇所 年間実利用児童数1,567人

〈量の見込みと確保方策〉 区域：4区域

【合計】

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(A)	1,921人	1,875人	1,814人	1,750人	1,676人
確保量(B)	1,921人	1,875人	1,814人	1,750人	1,676人
(B-A)	0人	0人	0人	0人	0人

【A地区】本庁、山田、芳野、古谷

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(A)	772人	766人	747人	723人	696人
確保量(B)	772人	766人	747人	723人	696人
(B-A)	0人	0人	0人	0人	0人

【B地区】南古谷、高階

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(A)	382人	372人	358人	345人	330人
確保量(B)	382人	372人	358人	345人	330人
(B-A)	0人	0人	0人	0人	0人

【C地区】福原、大東

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み(A)	337 人	323 人	309 人	296 人	280 人
確保量(B)	337 人	323 人	309 人	296 人	280 人
(B-A)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【D地区】霞ヶ関、霞ヶ関北、川鶴、名細

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み(A)	430 人	414 人	400 人	386 人	370 人
確保量(B)	430 人	414 人	400 人	386 人	370 人
(B-A)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

時間外保育事業は、公立と民間の全ての保育所で実施しています。また、「4 教育・保育の量の見込みと確保方策」で示したとおり、保育所での受け入れ人数が、時間外保育事業の量の見込みの数を各年度・各地区ともに上回っていますので、時間外保育の量の見込みについては、平成 27 年度から平成 31 年度まですべて確保できる計画としています。

③ 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）

《事業の概要》

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、放課後、学校の余裕教室などにおいて適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図る事業です。

・対象児童…小学生

【所管課：教育財務課】

〈平成25年度の川越市の現状〉

保護者の就労等により、放課後の家庭が常時留守になっている児童を、市内32学童保育室で保育した。

低学年 1,647人 高学年 336人 合計 1,983人

〈量の見込みと確保方策〉 区域：32区域（小学校区）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
合 計	(A)	量の見込み(1-3年生)	1,802人	1,819人	1,823人	1,834人	1,820人
		〃 (4-6年生)	652人	652人	660人	671人	672人
	(B)	確保量(1-3年生)	1,901人	1,952人	1,978人	1,987人	1,996人
		〃 (4-6年生)	618人	664人	710人	783人	803人
	(B)-(A)	65人	145人	205人	265人	307人	

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
川越 第一小	(A)	量の見込み(1-3年生)	59人	59人	59人	60人	59人
		〃 (4-6年生)	25人	25人	25人	26人	26人
	(B)	確保量(1-3年生)	59人	59人	59人	60人	59人
		〃 (4-6年生)	25人	25人	25人	26人	26人
	(B)-(A)	0人	0人	0人	0人	0人	

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
川越小	(A)	量の見込み(1-3年生)	54人	54人	54人	55人	54人
		〃 (4-6年生)	20人	20人	20人	20人	20人
	(B)	確保量(1-3年生)	54人	54人	60人	60人	60人
		〃 (4-6年生)	17人	17人	20人	20人	20人
	(B)-(A)	-3人	-3人	6人	5人	6人	

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
中央小	(A)	量の見込み(1-3年生)	47人	48人	48人	48人	48人
		〃 (4-6年生)	13人	13人	14人	14人	14人
	(B)	確保量(1-3年生)	47人	48人	60人	60人	60人
		〃 (4-6年生)	4人	3人	20人	20人	20人
	(B)-(A)	-9人	-10人	18人	18人	18人	

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
仙波小	(A)	量の見込み(1-3年生)	76人	77人	77人	77人	77人
		〃 (4-6年生)	26人	26人	26人	27人	27人
	(B)	確保量(1-3年生)	80人	80人	80人	80人	80人
		〃 (4-6年生)	41人	41人	41人	41人	41人
	(B)-(A)	19人	18人	18人	17人	17人	

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
武蔵野小	(A)	量の見込み(1-3年生)	52人	53人	53人	53人	53人
		〃 (4-6年生)	17人	17人	17人	17人	17人
	(B)	確保量(1-3年生)	44人	60人	60人	60人	60人
		〃 (4-6年生)	0人	20人	20人	20人	20人
	(B)-(A)	-25人	10人	10人	10人	10人	

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
新宿小	(A)	量の見込み(1-3 年生)	68 人	69 人	69 人	69 人	69 人
		" (4-6 年生)	17 人	17 人	18 人	18 人	18 人
	(B)	確保量(1-3 年生)	68 人	69 人	70 人	70 人	70 人
		" (4-6 年生)	10 人	9 人	20 人	20 人	20 人
		(B)-(A)	-7 人	-8 人	3 人	3 人	3 人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
大塚小	(A)	量の見込み(1-3 年生)	48 人	48 人	48 人	49 人	48 人
		" (4-6 年生)	19 人	19 人	19 人	19 人	19 人
	(B)	確保量(1-3 年生)	48 人	48 人	48 人	49 人	60 人
		" (4-6 年生)	17 人	17 人	17 人	16 人	20 人
		(B)-(A)	-2 人	-2 人	-2 人	-3 人	13 人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
泉小	(A)	量の見込み(1-3 年生)	57 人	58 人	58 人	58 人	58 人
		" (4-6 年生)	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
	(B)	確保量(1-3 年生)	60 人	60 人	60 人	60 人	60 人
		" (4-6 年生)	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
		(B)-(A)	3 人	2 人	2 人	2 人	2 人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
月越小	(A)	量の見込み(1-3 年生)	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
		" (4-6 年生)	12 人	12 人	12 人	12 人	12 人
	(B)	確保量(1-3 年生)	43 人	43 人	43 人	43 人	43 人
		" (4-6 年生)	14 人	14 人	14 人	14 人	14 人
		(B)-(A)	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
今成小	(A)	量の見込み(1-3 年生)	32 人	33 人	33 人	33 人	33 人
		" (4-6 年生)	8 人	8 人	8 人	9 人	9 人
	(B)	確保量(1-3 年生)	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
		" (4-6 年生)	19 人	19 人	19 人	19 人	19 人
		(B)-(A)	19 人	18 人	18 人	17 人	17 人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
芳野小	(A)	量の見込み(1-3 年生)	25 人	26 人	26 人	26 人	26 人
		" (4-6 年生)	22 人	22 人	22 人	22 人	22 人
	(B)	確保量(1-3 年生)	26 人	26 人	26 人	26 人	26 人
		" (4-6 年生)	22 人	22 人	22 人	22 人	22 人
		(B)-(A)	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
古谷小	(A)	量の見込み(1-3 年生)	64 人	65 人	65 人	66 人	65 人
		" (4-6 年生)	11 人	11 人	11 人	11 人	11 人
	(B)	確保量(1-3 年生)	64 人	64 人	64 人	64 人	65 人
		" (4-6 年生)	0 人	0 人	0 人	0 人	15 人
		(B)-(A)	-11 人	-12 人	-12 人	-13 人	4 人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
南古谷小	(A)	量の見込み(1-3 年生)	107 人	108 人	108 人	108 人	108 人
		" (4-6 年生)	21 人	21 人	21 人	22 人	22 人
	(B)	確保量(1-3 年生)	110 人	110 人	110 人	110 人	110 人
		" (4-6 年生)	35 人	35 人	35 人	35 人	35 人
		(B)-(A)	17 人	16 人	16 人	15 人	15 人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
牛子小	(A)	量の見込み(1-3 年生)	85 人	86 人	86 人	87 人	86 人
		" (4-6 年生)	48 人	48 人	49 人	50 人	50 人
	(B)	確保量(1-3 年生)	85 人	86 人	86 人	90 人	90 人
		" (4-6 年生)	13 人	12 人	12 人	50 人	50 人
		(B)-(A)	-35 人	-36 人	-37 人	3 人	4 人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
高階小	(A)	量の見込み(1-3 年生)	60 人	61 人	61 人	61 人	61 人
		" (4-6 年生)	35 人	35 人	36 人	36 人	36 人
	(B)	確保量(1-3 年生)	80 人	80 人	80 人	80 人	80 人
		" (4-6 年生)	49 人	49 人	49 人	49 人	49 人
	(B)-(A)	34 人	33 人	32 人	32 人	32 人	

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
高階南小	(A)	量の見込み(1-3 年生)	36 人	36 人	36 人	37 人	36 人
		" (4-6 年生)	13 人	13 人	13 人	13 人	13 人
	(B)	確保量(1-3 年生)	45 人	45 人	45 人	45 人	45 人
		" (4-6 年生)	22 人	22 人	22 人	22 人	22 人
	(B)-(A)	18 人	18 人	18 人	17 人	18 人	

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
高階北小	(A)	量の見込み(1-3 年生)	76 人	77 人	77 人	78 人	77 人
		" (4-6 年生)	26 人	26 人	26 人	26 人	26 人
	(B)	確保量(1-3 年生)	80 人	80 人	80 人	80 人	80 人
		" (4-6 年生)	28 人	28 人	28 人	28 人	28 人
	(B)-(A)	6 人	5 人	5 人	4 人	5 人	

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
高階西小	(A)	量の見込み(1-3 年生)	37 人	37 人	37 人	38 人	37 人
		" (4-6 年生)	6 人	6 人	6 人	7 人	7 人
	(B)	確保量(1-3 年生)	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
		" (4-6 年生)	18 人	18 人	18 人	18 人	18 人
	(B)-(A)	15 人	15 人	15 人	13 人	14 人	

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
寺尾小	(A)	量の見込み(1-3 年生)	34 人	34 人	34 人	34 人	34 人
		" (4-6 年生)	13 人	13 人	14 人	14 人	14 人
	(B)	確保量(1-3 年生)	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
		" (4-6 年生)	22 人	22 人	22 人	22 人	22 人
	(B)-(A)	15 人	15 人	14 人	14 人	14 人	

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
福原小	(A)	量の見込み(1-3 年生)	60 人	61 人	61 人	61 人	61 人
		" (4-6 年生)	18 人	18 人	18 人	18 人	19 人
	(B)	確保量(1-3 年生)	60 人	61 人	61 人	62 人	61 人
		" (4-6 年生)	7 人	6 人	6 人	18 人	19 人
	(B)-(A)	-11 人	-12 人	-12 人	1 人	0 人	

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
大東東小	(A)	量の見込み(1-3 年生)	64 人	65 人	65 人	66 人	65 人
		" (4-6 年生)	8 人	8 人	8 人	9 人	9 人
	(B)	確保量(1-3 年生)	56 人	70 人	70 人	70 人	70 人
		" (4-6 年生)	0 人	10 人	10 人	10 人	10 人
	(B)-(A)	-16 人	7 人	7 人	5 人	6 人	

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
大東西小	(A)	量の見込み(1-3 年生)	75 人	75 人	76 人	76 人	75 人
		" (4-6 年生)	22 人	22 人	23 人	23 人	23 人
	(B)	確保量(1-3 年生)	78 人	78 人	77 人	77 人	77 人
		" (4-6 年生)	22 人	22 人	23 人	23 人	23 人
	(B)-(A)	3 人	3 人	1 人	1 人	2 人	

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
霞ヶ関小	(A)	量の見込み(1-3 年生)	78 人	78 人	79 人	79 人	78 人
		" (4-6 年生)	33 人	33 人	33 人	34 人	34 人
	(B)	確保量(1-3 年生)	78 人	78 人	79 人	80 人	80 人
		" (4-6 年生)	14 人	14 人	13 人	35 人	35 人
	(B)-(A)	-19 人	-19 人	-20 人	2 人	3 人	

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
霞ヶ関 南小	(A)	量の見込み(1-3 年生)	23 人	23 人	23 人	23 人
		" (4-6 年生)	6 人	6 人	6 人	6 人
	(B)	確保量(1-3 年生)	50 人	50 人	50 人	50 人
		" (4-6 年生)	33 人	33 人	33 人	33 人
	(B)-(A)		54 人	54 人	54 人	54 人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
霞ヶ関 北小	(A)	量の見込み(1-3 年生)	66 人	67 人	67 人	67 人
		" (4-6 年生)	49 人	49 人	49 人	50 人
	(B)	確保量(1-3 年生)	80 人	80 人	80 人	80 人
		" (4-6 年生)	50 人	50 人	50 人	50 人
	(B)-(A)		15 人	14 人	14 人	13 人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
霞ヶ関 東小	(A)	量の見込み(1-3 年生)	38 人	38 人	38 人	38 人
		" (4-6 年生)	13 人	13 人	13 人	13 人
	(B)	確保量(1-3 年生)	40 人	40 人	40 人	40 人
		" (4-6 年生)	13 人	13 人	13 人	13 人
	(B)-(A)		2 人	2 人	2 人	2 人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
霞ヶ関 西小	(A)	量の見込み(1-3 年生)	59 人	59 人	59 人	60 人
		" (4-6 年生)	21 人	21 人	21 人	22 人
	(B)	確保量(1-3 年生)	59 人	59 人	59 人	60 人
		" (4-6 年生)	21 人	21 人	21 人	22 人
	(B)-(A)		0 人	0 人	0 人	0 人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
川越西小	(A)	量の見込み(1-3 年生)	61 人	61 人	61 人	62 人
		" (4-6 年生)	13 人	13 人	14 人	14 人
	(B)	確保量(1-3 年生)	58 人	58 人	65 人	65 人
		" (4-6 年生)	0 人	0 人	15 人	15 人
	(B)-(A)		-16 人	-16 人	5 人	4 人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
名細小	(A)	量の見込み(1-3 年生)	75 人	76 人	76 人	76 人
		" (4-6 年生)	39 人	39 人	39 人	40 人
	(B)	確保量(1-3 年生)	80 人	80 人	80 人	80 人
		" (4-6 年生)	40 人	40 人	40 人	40 人
	(B)-(A)		6 人	5 人	5 人	4 人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
上戸小	(A)	量の見込み(1-3 年生)	45 人	45 人	46 人	46 人
		" (4-6 年生)	17 人	17 人	18 人	18 人
	(B)	確保量(1-3 年生)	43 人	60 人	60 人	60 人
		" (4-6 年生)	0 人	20 人	20 人	20 人
	(B)-(A)		-19 人	18 人	16 人	16 人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
広谷小	(A)	量の見込み(1-3 年生)	36 人	37 人	37 人	37 人
		" (4-6 年生)	11 人	11 人	11 人	11 人
	(B)	確保量(1-3 年生)	40 人	40 人	40 人	40 人
		" (4-6 年生)	12 人	12 人	12 人	12 人
	(B)-(A)		5 人	4 人	4 人	4 人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
山田小	(A)	量の見込み(1-3 年生)	65 人	65 人	66 人	66 人
		" (4-6 年生)	30 人	30 人	30 人	30 人
	(B)	確保量(1-3 年生)	66 人	66 人	66 人	66 人
		" (4-6 年生)	30 人	30 人	30 人	30 人
	(B)-(A)		1 人	1 人	0 人	0 人

本市では、放課後児童健全育成事業を学童保育として実施しており、本市の学童保育室は、すべて市立小学校 32 校の校舎内または学校敷地内に設置されています。

今後は、必要に応じて、余裕教室の活用や、特別教室の学校とのタイムシェアなどの方法により、量の確保に努めます。

④ 子育て短期支援事業

(トワイライトステイ事業)

《事業の概要》

保護者の疾病や仕事などのやむをえない理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて平日の夜間に養育を行う事業です。

・対象児童年齢… 3～9歳

【所管課：こども安全課】

〈平成25年度の川越市の現状〉

利用世帯 9 世帯 実利用者数 15 人 延べ利用者数 179 人

〈量の見込みと確保方策〉 区域：市全域

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	190人日	190人日	190人日	190人日	190人日
確保方策	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

今後は、土日の開設など、事業の推進を図ります。

(ショートステイ事業)

《事業の概要》

保護者の疾病や仕事などのやむをえない理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育を行う事業です。

・対象児童年齢… 3～9歳

【所管課：こども安全課】

〈平成25年度の川越市の現状〉

平成25年4月から実施

利用世帯 10 世帯 実利用者数 11 人 延べ利用者数 63 人

〈量の見込みと確保方策〉 区域：市全域

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	100人日	120人日	120人日	150人日	150人日
確保方策	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

今後は、土日の開設など、事業の推進を図ります。

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業、産婦・新生児訪問指導）

《事業の概要》

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

- ・対象児童年齢…生後4か月までの乳児

【所管課：健康づくり支援課】

〈平成25年度の川越市の現状〉

2,341件訪問 79.3%

〈量の見込みと確保方策〉 区域：市全域

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	2,643人日	2,564人日	2,473人日	2,394人日	2,315人日
確保方策	実施体制：助産師、保健師、看護師等による家庭訪問 実施機関：健康づくり支援課				

産婦・新生児訪問指導において、概ね出産後2か月までの希望があった乳児・里帰り出産児に対し、助産師等が訪問し、育児指導のほか、産後うつ・育児不安への対応や虐待の早期発見、母乳育児の推進に努めます。

また、産婦・新生児訪問指導の希望がなかった生後4か月までの乳児がいる家庭については、こんにちは赤ちゃん事業において訪問し、様々な悩みや不安を聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。

産後間もない時期に専門職が乳児宅を訪問することや、育児に関する相談窓口や子育て親子の交流の場を紹介することにより、育児不安や家庭や地域での孤立感を解消していきます。

⑥ 養育支援訪問事業

《事業の概要》

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児・家事等の、養育能力を向上させるための支援を専門の相談員等が実施する事業です。

【所管課：こども安全課】

〈平成25年度の川越市の現状〉

関係機関等からの情報収集等により把握した養育支援が必要であると認めた家庭に対し、専門的支援を行う相談員等が訪問し、育児・家事の援助又は育児支援に関する技術的援助を行いました。

訪問ケース数 11件 延べ訪問件数 12件

〈量の見込みと確保方策〉 区域：市全域

養育支援訪問事業

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	11人	11人	11人	11人	11人
確保方策	関係機関からの情報収集等により養育支援が必要な人を把握し、専門相談員等が訪問します。 専門相談員：3人				

要保護児童

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	540人	600人	660人	730人	800人
確保方策	児童相談所、警察署、病院等の関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図るとともに、適切に要保護児童対策地域協議会において対応を検討します。				

※ここでいう要保護児童とは、児童福祉法第6条の3に規定する「要保護児童」のほか、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる「要支援児童」、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる「特定妊婦」などを含みます。

⑦ 地域子育て支援拠点事業

《事業の概要》

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談などを行う事業です。

- ・対象児童年齢… 0～概ね3歳未満

【所管課：こども育成課】

〈平成25年度の川越市の現状〉

子育て親子の交流の場の提供、育児相談、子育て講座の開催、子育て情報提供
子育て支援センター（公立1箇所、法人2箇所）

つどいの広場（公立1箇所、法人9箇所、NPO法人への業務委託1箇所）

〈量の見込みと確保方策〉 区域：12区域（本庁及び市民センター管内）

※(B)確保量、(B)-(A)は、左・利用延人数(単位:人)、右・施設数(単位:箇所)

		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
合計	(A) 量の見込	93,251		96,718		100,265		104,002		108,105	
	(B) 確保量・確保方策	90,905	21	95,205	22	99,505	23	103,805	24	108,105	25
	(B)-(A)	-2,346	—	-1,513	—	-760	—	-197	—	0	—
本庁	(A) 量の見込	41,751		41,751		41,751		41,751		41,751	
	(B) 確保量・確保方策	41,751	8	41,751	8	41,751	8	41,751	8	41,751	8
	(B)-(A)	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
芳野	(A) 量の見込	980		980		980		980		980	
	(B) 確保量・確保方策	980	1	980	1	980	1	980	1	980	1
	(B)-(A)	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
古谷	(A) 量の見込	2,003		2,003		2,003		2,003		2,003	
	(B) 確保量・確保方策	2,003	1	2,003	1	2,003	1	2,003	1	2,003	1
	(B)-(A)	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
南古谷	(A) 量の見込	4,300		4,300		4,300		4,300		4,300	
	(B) 確保量・確保方策	4,300	1	4,300	1	4,300	1	4,300	1	4,300	1
	(B)-(A)	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
高階	(A) 量の見込	6,448		6,448		6,448		6,448		6,448	
	(B) 確保量・確保方策	6,448	2	6,448	2	6,448	2	6,448	2	6,448	2
	(B)-(A)	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
福原	(A) 量の見込	812		739		4,300		4,300		4,300	
	(B) 確保量・確保方策	0	0	0	0	4,300	1	4,300	1	4,300	1
	(B)-(A)	-812	—	-739	—	0	—	0	—	0	—

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
大東	(A) 量の見込	8,600		8,600		8,600		8,600		8,600	
	(B) 確保量・確保方策	8,600	2	8,600	2	8,600	2	8,600	2	8,600	2
	(B)－(A)	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
霞ヶ関	(A) 量の見込	15,715		15,715		15,715		15,715		15,715	
	(B) 確保量・確保方策	15,715	3	15,715	3	15,715	3	15,715	3	15,715	3
	(B)－(A)	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
霞ヶ関北	(A) 量の見込	725		4,300		4,300		4,300		4,300	
	(B) 確保量・確保方策	0	0	4,300	1	4,300	1	4,300	1	4,300	1
	(B)－(A)	-725	—	0	—	0	—	0	—	0	—
		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
名細	(A) 量の見込	11,108		11,108		11,108		11,108		11,108	
	(B) 確保量・確保方策	11,108	3	11,108	3	11,108	3	11,108	3	11,108	3
	(B)－(A)	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
山田	(A) 量の見込	612		577		563		4,300		4,300	
	(B) 確保量・確保方策	0	0	0	0	0	0	4,300	1	4,300	1
	(B)－(A)	-612	—	-577	—	-563	—	0	—	0	—
		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
川鶴	(A) 量の見込	197		197		197		197		4,300	
	(B) 確保量・確保方策	0	0	0	0	0	0	0	0	4,300	1
	(B)－(A)	-197	—	-197	—	-197	—	-197	—	0	—

地域子育て支援拠点は、平成 25 年度に年間延べ約 60,400 人の利用実績があり、もはや乳幼児を持つ保護者には不可欠な事業です。

今後は、拠点が無い地区への新たな整備の検討や、利用者が極端に少ない拠点に対しては、利用者増加につながる PR 方法の検討や開設日数の見直しを市から促すなど、本事業の活性化・効率化を図ります。

⑧ 一時預かり事業

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園での預かり保育事業）

《事業の概要》

保護者の労働等の事由により、幼稚園に在籍している園児を当該幼稚園の教育時間を超えて保育する事業です。

- ・対象児童年齢… 3～5歳

【所管課：こども政策課】

〈平成25年度の川越市の現状〉

私立幼稚園30園で実施 126,012人日

〈量の見込みと確保方策〉 区域：市全域

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
（量の見込み1） 幼稚園における 在園児を対象とした 一時預かり	14,828人日	14,746人日	14,283人日	13,802人日	13,234人日
（量の見込み2） 2号認定による 定期的な利用	149,674人日	148,955人日	143,381人日	137,569人日	130,935人日
量の見込み1+2(A)	164,502人日	163,701人日	157,664人日	151,371人日	144,169人日
確保量(B)	164,502人日	163,701人日	157,664人日	151,371人日	144,169人日
(B-A)	0	0	0	0	0

川越市の幼稚園では、通常のエデュケーション時間の前後等に在園児を対象として、保護者の就労支援や多様な保育ニーズに対応するために、預かり保育を行っています。平成25年度の1日最大利用実績に基づき、量の見込みを確保できる確保量としています。

なお、現行の幼稚園における預かり保育と併せて、平成27年度からは、新制度に移行する幼稚園等において「一時預かり事業（幼稚園型）」を市が委託して実施します。

保育所等における一時預かり（一時的保育事業）

《事業の概要》

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳児・幼児について主として保育所その他の場所において一時的に預かる事業です。

・対象児童年齢… 0～5歳

【所管課：保育課】

〈平成25年度の川越市の現状〉

公立保育園5園、民間保育園10園で実施。

15箇所 8,381人日

〈量の見込みと確保方策〉 区域：市全域

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(A)	64,604人日	62,069人日	60,212人日	58,215人日	56,376人日
確保量(B)	43,740人日	51,450人日	61,250人日	58,560人日	57,575人日
(B-A)	-20,862人日	-10,619人日	1,038人日	345人日	1,199人日

一時預かり事業については、平成26年4月から、新たに民間保育園2園で実施し、公立保育園5園、民間保育園12園の計17園で実施しています。

「川越市一時的保育事業実施要綱」において、1日の定員数を10名としており、各園とも月曜日から金曜日までの週5日受け入れています。また、休日と年末年始の6日間は休業日としています。

このことから、1園あたり、10名×年間受け入れ日数で延べ受け入れ人数を確保量として設定しています。

⑨ 病児・病後児保育事業等

《事業の概要》

児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

- ・対象児童年齢…概ね10歳未満

【所管課：こども育成課】

〈平成25年度の川越市の現状〉

病児・病後児保育として、2施設にて事業を実施。

1 施設定員 3名 2 箇所

実利用者数 355人

延べ利用者数 648人

〈量の見込みと確保方策〉 区域：市全域

		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(A)		1,300人日	1,300人日	1,300人日	1,300人日	1,300人日
確保方策(B)	病児・病後児保育 (実施施設数)	1,200人日 (4箇所)	1,200人日 (4箇所)	1,200人日 (4箇所)	1,200人日 (4箇所)	1,200人日 (4箇所)
	ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業) (実施箇所数)	100人日 (1箇所)	100人日 (1箇所)	100人日 (1箇所)	100人日 (1箇所)	100人日 (1箇所)
(B-A)		0	0	0	0	0

病児保育室は現在、市内東部地区及び中央地区の2箇所のみでしたが、平成26年度中に、西部地区に病後児保育室及び南部地区に病児保育室を開設し、市内4方面のニーズを満たす予定です。

今後、女性の更なる社会進出及び男性の雇用環境の激化等に伴い、本事業の需要はより一層高まることが想定されますが、市内4方面への施設整備により、ニーズは概ね充足されると考えられます。現在利用実績の少ない施設については、PR方法等を再考し利用状況等を改善する必要があります。

ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応強化事業に限る)は、病児保育室が満室の際や、利用時間外等に緊急対応が可能なセーフティネットとして、平成26年4月から特定非営利活動法人への委託により開始しました。

保護者が乳幼児を育てながら安心して仕事をするためには、必要不可欠な事業であることから、今後も引き続き実施していきます。

⑩ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

《事業の概要》

児童の預かりなどの援助を受けることを希望する人（依頼会員）と援助を行うことを希望する人（提供会員）の相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

・対象児童年齢…概ね0歳～小学6年生

【所管課：こども育成課】

〈平成25年度の川越市の現状〉

設置箇所数	1箇所
依頼会員	1,467人
提供会員	566人
依頼提供会員	84人
活動件数	(全体) 6,606件 (5歳児まで) 1,871件 (就学後) 4,735件

〈量の見込みと確保方策〉 区域：市全域

(全体)

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(A)	6,610人日	6,620人日	6,630人日	6,640人日	6,650人日
確保量(B)	6,610人日	6,620人日	6,630人日	6,640人日	6,650人日
(B-A)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(5歳児まで)

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(A)	1,870人日	1,870人日	1,870人日	1,870人日	1,870人日
確保量(B)	1,870人日	1,870人日	1,870人日	1,870人日	1,870人日
(B-A)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(就学後)

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(A)	4,740人日	4,750人日	4,760人日	4,770人日	4,780人日
確保量(B)	4,740人日	4,750人日	4,760人日	4,770人日	4,780人日
(B-A)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

川越市社会福祉協議会に設置している「川越市ファミリー・サポート・センター」で引き続き実施していきます。他の保育事業で補えない隙間を埋める事業であることから、ニーズは高いと考えられます。

⑪ 妊婦健康診査

《事業の概要》

妊婦に対して妊娠初期から分娩までの間、必要に応じて健康診査を行う事業です。

【所管課：健康づくり支援課】

〈平成25年度の川越市の現状〉

一般健診 14回 35,252人回

〈量の見込みと確保方策〉 区域：市全域

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(A)	30,255人回 (2,564人)	29,181人回 (2,473人)	28,249人回 (2,394人)	27,317人回 (2,315人)	26,444人回 (2,241人)
確保量・確保方策(B)	実施場所：川越市が指定する医療機関等 検査項目：妊婦一般健康診査の項目（健康状態の把握等） 及び各種医学的検査（血液検査等） 実施時期：①妊娠初期～妊娠23週：4週間に1回 ②妊娠24～35週：2週間に1回 ③妊娠36週～分娩：1週間に1回				

※健診回数については、一人あたりの健診回数に見込まれる人数を乗じたもの。

近年、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦もみられることから、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦健康診査の必要性が一層高まっています。

妊娠届受理時に、母子健康手帳と併せて妊婦健康診査助成券を交付し、妊婦健康診査委託契約機関にて定期的な妊婦健康診査の受診を勧めます。

助成の回数については、国が示す妊娠期における健診回数14回分を助成することで、経済的不安を軽減し少子化の解消の一助に資するとともに、積極的な妊婦健康診査の受診と、早期妊娠届出を促します。

また、契約機関以外の医療機関等で健診を受けた場合についても、償還払いにより健診費用の一部を助成します。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

《事業の概要》

幼稚園や保育所等の保育料については、国が定める水準を基に各市町村が利用者負担額を設定することとされていますが、施設によっては、教育・保育に係る日用品、文房具その他物品の購入に要する費用、行事への参加費用等について、保護者から実費徴収を行うことが想定されます。

本事業は、施設が実費徴収を行う際に、保護者の世帯の所得状況等を勘案し、市が定める基準に該当した場合には負担軽減を図るために助成を行う事業です。

【所管課：こども政策課、保育課】

〈平成25年度の川越市の現状〉

新規事業であるため、事業実績なし

〈量の見込みと確保方策〉 区域：市全域

国の動向に応じ助成を行っていきます。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

《事業の概要》

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していく事業です。

【所管課：こども政策課、保育課】

〈平成25年度の川越市の現状〉

新規事業であるため、事業実績なし

〈量の見込みと確保方策〉 区域：市全域

地域ニーズに即した保育等の事業拡大を進めるため、新規事業者が円滑に事業を実施できるよう支援を行っていきます。

第5章 子ども・子育て支援の取組・事業

掲載事業数（116 事業）

【網掛けの事業】

本計画の中心的事業（教育・保育、地域子ども・子育て支援事業）です。各年度の量の見込み及び確保方策等については、第4章で詳細に掲載しています。

【目標事業量】

網掛けの事業については、ニーズ調査の結果に現在の利用状況等も勘案し、量の見込みとして設定した目標値です。

網掛け以外の事業については、現在の利用状況等を踏まえて設定した目標値です。

基本目標1：子どもと親の豊かな健康づくりの推進（21 事業）

1-（1）子どもと親の健康の確保・増進（16 事業）

妊婦が安心して妊娠・出産に臨み、赤ちゃんを健やかに育てていくことができるよう、各種健診や訪問指導、相談の実施等により、子どもと親の健康の確保・増進に努めます。

NO	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課
1	乳幼児健診	乳幼児を対象に身体発育・精神発達の両面から健診を行い、子どもの健全育成を図るとともに、保護者の育児不安の解消を図る。	受診率（医療機関での受診を含む） 100%	健康づくり支援課
2	産婦・新生児訪問指導	概ね出産後2か月までの乳児に対し、助産師等が訪問し、育児指導のほか、産後うつ・育児不安への対応や、母乳育児を推進していく。こんにちは赤ちゃん事業を同時に実施する。	平成31年度 2,315人 (P50参照)	健康づくり支援課
3	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な悩みや不安を聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。	平成31年度 2,315人 (P50参照)	健康づくり支援課
4	乳幼児訪問指導	健診・相談・関係機関からの依頼等により、訪問が必要とされる場合に保健師等が訪問指導を実施する。	—	健康づくり支援課

NO	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課
5	幼児のむし歯予防推進事業	口腔衛生への意識を高め、むし歯の予防を図るため、歯科保健事業に係る関係機関等との連携強化を図り、フッ化物を利用したむし歯予防活動を実施する。また、むし歯予防に関する啓発活動についても、検討・実施する。	フッ化物洗口事業実施率 100%	健康づくり支援課
6	歯科健診・歯科保健指導等の実施	乳幼児等を対象に時期に応じた歯科健診・歯科保健指導等の事業を実施する。	—	健康づくり支援課
7	妊産婦歯科健診	妊婦及び産後1年未満の産婦を対象に、妊娠中等に起こりやすい歯科疾患の予防のため健診と歯みがき指導を実施する。	12回/年	健康づくり支援課
8	母子健康手帳の交付	母子健康手帳の交付、小冊子の配付による妊娠・出産に関する情報提供を行い、妊娠中の異常の早期発見、妊婦の健康の保持・増進を図り、親になる心構え、準備についての一助とする。	—	健康づくり支援課
9	こども医療費の助成	子どもの健康の確保と、親の経済的負担の軽減を図るため、子どもが医療機関等にかかった際に保険診療の自己負担分を助成する。	—	こども政策課
10	夜間休日診療事業（小児）	小児の初期救急医療を確保するため、休日及び夜間に小児科の診療を行う川越市医師会夜間休日診療所に対し、財政的な支援を行う。	—	保健医療推進課
11	乳幼児相談	乳幼児を対象とした相談の場を設け、育児支援及び不安の解消・保護者同士の情報交換の場として活用してもらおう。また、公民館・サークル等の依頼により、保健師・栄養士・歯科衛生士等による出前相談を行う。	30回/年	健康づくり支援課

NO	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課
12	不妊に対する支援	特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要する治療費の助成、不妊専門相談センターの開設、電話健康相談での相談を実施する。	—	健康づくり支援課
13	妊婦健康診査	妊娠届受理時に、母子健康手帳と併せて妊婦健康診査助成券を交付し、定期的な妊婦健康診査の受診を勧め、妊娠中の異常の早期発見、妊婦の健康の保持・増進を図る。	平成31年度 2,315人回 (P58参照)	健康づくり支援課
14	マタニティスクール	妊婦やその夫を対象とした教室で、育児・栄養・歯科についての知識を普及し、妊娠中の不安を解消する。また、父親の育児参加を支援する。	6回/年	健康づくり支援課
15	離乳食教室	4か月児健診時及び4～6か月児・6～8か月児を対象とした離乳食の教室を開催し、離乳食についての指導を行う。	24回/年	健康づくり支援課
16	赤ちゃん広場	概ね5か月くらいまでの子を持つ母を対象に、仲間作り・情報交換の場を提供する。	12回/年	健康づくり支援課

1-(2)食育・保健対策の充実(5事業)

成長段階に応じた「食育」の推進や、次代の親となる思春期の子どもたちが心身ともに健康に育つよう、保健対策の充実に努めます。

NO	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課
1	未就学児に対する食育の推進	乳幼児期の健全な成長発達を目指し、食事習慣の形成、衛生習慣の確立を図るとともに、食事の楽しさ、大切さについて推進を図るため、乳幼児健診及び就学時健診において啓発を行う。	—	保育課 健康づくり支援課
2	小・中学校における食育の推進	児童生徒が生涯にわたり、健全な食生活を送るための基礎知識を身に付けられるよう、「食」に関する指導の推進を図る。	教員向け 研修会 1回/年	教育指導課 学校給食課 教育センター

NO	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課
3	子育て体験学習	学校との連携により、中学生を対象に、実際に赤ちゃんに接したり、育児の様子を子育て中の母親から聞く機会を持つことで、母性・父性の育成を支援する。	市内全中学校	こども育成課 教育指導課
4	薬物乱用防止啓発	薬物乱用が身体及び精神の健康に及ぼす弊害について、広報・ポスター・リーフレット等による啓発活動を実施する。	広報 2回/年 ポスター 3回/年 リーフレット 1,000部	保健総務課 教育指導課
5	性感染症対策	エイズを含む性感染症の対策として、月3回の血液検査及び相談を実施するとともに、パンフレットの配布、講演会、広報川越等により予防啓発を行う。	性感染症検査、相談及び即日検査(月3回)	保健予防課

基本目標2: 幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援 (25 事業)

2-(1) 教育・保育の量的拡大・質的向上(14 事業)

すべての子どもが発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、教育・保育の量の拡大や質の向上に努めます。

産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に教育・保育施設等を利用できるように、保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、教育・保育施設等の計画的な整備に努めます。

また、就学前の教育・保育から小学校入学につなげるための円滑な連携に努めます。

NO	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課
1	通常保育事業	保育を必要とする児童を保護者に代わり保育所で保育する。	平成 31 年度 4,359 人 (P34-39 参照)	保育課
2	時間外保育事業(延長保育事業)	保育所の開所時間を延長し、保育ニーズへの対応を図る。	平成 31 年度 1,676 人回 (P42-43 参照)	保育課

NO	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課
3	一時的保育事業	冠婚葬祭、保護者の傷病、入院等により、緊急・一時的に保育を必要とする児童に対し、一時的に保育を行う。	平成 31 年度 57,575 人回 (P55 参照)	保育課
4	産休明け保育事業	生後 8 週間の乳児の保育を実施する。	平成 31 年度 10 施設 (保育所)	保育課
5	幼稚園事業の推進	特定教育施設となる幼稚園入園希望者に対し、情報提供やあっせんを行う。	平成 31 年度 8,015 人 (P34-39 参照)	こども政策課
6	幼稚園就園奨励費	満 3 歳から 5 歳までの幼児を特定教育施設以外の幼稚園に通園させている保護者に、国の基準に基づいて保育料等の補助を行う。	—	こども政策課
7	幼稚園での預かり保育事業	多様な保育ニーズに応えるため、幼稚園で行っている預かり保育事業の支援を行う。	平成 31 年度 144,169 人 (P54 参照)	こども政策課
8	幼稚園・法人立保育所の耐震化の推進	小学校就学前の子どもに安全な教育・保育環境を整備するため、耐震補強工事を行う幼稚園、法人立保育所に対し補助する。	—	こども政策課 保育課
9	認定こども園の推進	保育所と幼稚園の制度の枠組みを超えて、小学校就学前の子どもに対し、保育・幼児教育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援の取り組みを充実させる。	平成 31 年度 3,478 人 (特定教育・保育施設) (P34-39 参照)	保育課
10	認可外保育施設等の認可化支援	認可を希望する認可外保育施設等の認可の支援を行う。	—	保育課
11	保育士研修	保育の質を高めるため、公立・法人立保育所及び家庭保育室保育士の研修を行う。	500 回／年	保育課

NO	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課
12	学童保育事業	保護者が就労等で昼間家庭にいない児童を学童保育室で保育する。また、保育時間の延長など学童保育に対する保護者ニーズの的確な把握と対応に努める。障害児が入室している保育室については、巡回指導の充実を図る。	平成 31 年度 2,799 人 (P44-48 参照)	教育財務課
13	幼保小連絡懇談会の実施	幼稚園・保育所・小学校の連絡懇談会を実施する。	1 回/年	教育指導課
14	実費徴収に係る補足給付を行う事業	支給認定を受けた子どもの保護者の世帯所得状況などを勘案し、市町村が定める基準に該当した場合、給付対象の教育・保育サービスで必要となる日用品・文房具・その他物品等について、保護者が支払うべき費用を市町村が定める範囲で助成を行う事業。	(P58 参照)	こども政策課 保育課

2-(2)多様な保育事業の推進(11 事業)

多様化する保育ニーズに応えるため、保育事業の推進に努めます。

NO	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課
1	統合保育事業	障害のある子どものうち、発達のために集団保育が必要とされる子どもを保育園において保育する。	—	保育課
2	土曜保育事業	土曜日の保育を実施し、保育ニーズへの対応を図る。	平成 31 年度 14 施設 (保育所)	保育課
3	家庭的保育事業 (保育ママ)	保育に欠ける乳児又は幼児について、家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う。	平成 31 年度 577 人 (特定地域型保育事業) (P34-39 参照)	保育課
4	小規模保育事業	少人数 (定員 6 ~ 19 人) を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。	NO. 3 と同一 (P34-39 参照)	保育課

NO	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課
5	事業所内保育事業	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する。	NO. 3 と同一 (P34-39 参照)	保育課
6	居宅訪問型保育	障害・疾病などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う。	NO. 3 と同一 (P34-39 参照)	保育課
7	病児・病後児保育事業	保育所、病院等に付設された専用スペース等において、急変の認められない病気の児童や、病気の回復期にある児童の保育を行う。	平成 31 年度 1,300 人日 (P56 参照)	こども育成課
8	ファミリー・サポート・センター事業	育児援助を行いたい人と受けたい人を会員として組織し、地域において会員同士の育児に関する相互援助活動を支援する。	平成 31 年度 6,650 人日 (P57 参照)	こども育成課
9	トワイライトステイ事業	保護者の疾病や仕事などのやむをえない理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて平日の夜間に養育を行う事業。	平成 31 年度 1 箇所 (P49 参照)	こども安全課
10	ショートステイ事業	保護者の疾病や仕事などのやむをえない理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育を行う事業。	平成 31 年度 1 箇所 (P49 参照)	こども安全課
11	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	給付対象施設・事業所等への民間事業者の参入促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した給付対象施設・事業所等の設置、または運営を促進するための事業。	(P59 参照)	こども政策課 保育課

基本目標3:心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進 (10 事業)

3-(1)学校教育の充実(5 事業)

一人ひとりの子どもの個性を伸ばし、「生きる力」の育成と「確かな学力」の向上のため、学校教育の充実に努めます。

NO	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課
1	オールマイティー教師配置事業	積極的な生徒指導を推進し、子どもたちの心の教育、学力向上、いじめの未然防止、少人数学級編制等、各学校における様々な課題を解決するため市費による教員を配置する。	—	学校管理課
2	少人数指導の充実	確かな学力の定着を目指し、少人数指導等、指導方法を工夫改善し、個に応じたきめ細かな指導を行う。	—	教育指導課
3	いきいき登校サポートプラン	不登校児童生徒への対応のため、地域や専門家の力を活用して、相談体制の充実を図り、学校復帰に向け指導や援助を行う。	いきいき登校サポートセミナー 3回/年	教育センター
4	教育相談・就学相談事業	幼児から高校生までの教育に関わる様々な悩みなどについて、相談を行う。また、ことばなどの障害や就学に関わる相談に応じる。	発達障害セミナーを 2回/年 就学相談セミナーを 2回/年	教育センター
5	川越市教職員研修事業	教職員の資質向上を図るため、市立学校の教職員の研修を実施する。	111講座/年	教育センター

3-(2)家庭や地域による教育力の向上(5 事業)

次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長し、自立した大人となるために、家庭や地域が連携して子どもたちをとりまく環境の整備に努めます。

NO	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課
1	家庭教育講座	家庭教育に関する講演会や学習会を実施する。	全館実施	中央公民館

NO	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課
2	中学生社会体験事業	全市立中学校において、地域の事業所等に協力を依頼し、2～3日間の中学生社会体験を実施する。	実施率 100%	教育指導課
3	中学生社会体験事業及び交流事業	社会体験学習及び交流活動をすることで、保育園での子どもたちの様子や保育園での職業体験を通し豊かな心身の育成を図る。	保育園受入数 15校/年	保育課
4	地域人材活用事業	各学校が特色ある学校づくりを推進していくため地域の人材を活用する。道徳、学級活動、総合的な学習の時間、中学校部活動等において多様な学習機会を提供する。	各校 5回/年	学校管理課
5	生きがい活動支援通所事業	霞ヶ関東小学校の空き教室を利用したデイサービスセンターで、利用者と在校生が授業、学校行事等を通じて交流を図る。	各クラス年1回ずつの交流会	高齢者いきがい課

基本目標4:要支援児童へのきめ細かな取組の推進（32事業）

4-(1)児童虐待防止対策の充実(8事業)

児童虐待は、子どもの人権を侵害し、心身の健やかな成長に多大な影響を与えます。児童虐待の予防・早期発見及び迅速かつ適切な保護のための体制を整備し、児童虐待防止対策の充実や再発予防等に努めます。

NO	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課
1	養育支援訪問事業	相談や「こんにちは赤ちゃん事業」により把握した養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援を専門の相談員等が実施する。	平成31年度 11人 (P51参照)	こども安全課
2	家庭児童相談	保護者や関係機関から、児童の心身の発達、子育ての不安、家族関係、集団生活等の児童に関するあらゆる相談に応じる。	—	こども安全課

NO	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課
3	要保護児童対策地域協議会	川越市要保護児童対策地域協議会において、関係機関の連携し、児童虐待等の発生予防及び早期発見・早期対応に努めるとともに、要保護児童及びその家族への迅速かつ適切な支援を図る。	代表者会議 1回/年 実務者会議 6回/年 個別ケース会議 17回/年	こども安全課
4	ふれあい親子支援事業	育児不安が強く支援が必要な保護者のグループで保護者等が自分の悩みや考えを語ることで心理的安定を図る。	—	健康づくり支援課
5	保健師による訪問指導	保健師が育児困難等支援が必要な家庭を訪問し、関係機関と連携しながら個別的な関わりを持ち、虐待の発生を防止する。	—	健康づくり支援課
6	周産期からの虐待予防強化事業	高度専門医療機関と連携し、周産期の段階から支援が必要であると判断される家庭を早期に把握し、訪問等により支援していく。	—	健康づくり支援課
7	児童虐待防止の啓発活動	子どもの虐待の防止のため啓発活動を年間通して実施する。特に11月の「児童虐待防止推進月間」において重点的に実施する。	—	こども安全課
8	CSP研修事業ひだまり教室 ～どならないですむ子育て～	虐待のおそれがある保護者や子育てに悩みを抱えている保護者にCSPの手法を用いてペアレントトレーニングを行い、暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を伝え、虐待の予防や回復を目指す。 ※CSP (Common Sense Parenting=コモンセンス parenting) とは、アメリカで開発された「被虐待児の保護者支援」のペアレントトレーニングのプログラム。暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を保護者に伝える。	3クール/年 (1クール7日) のほか ダイジェスト版 2日/年	こども安全課

4-(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進(10事業)

ひとり親家庭が自立して生活することができるよう、相談体制の充実を図るとともに、日常生活支援や福祉資金の貸付等ひとり親家庭の自立支援の推進に努めます。

NO	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課
1	ひとり親家庭相談	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等の様々な悩みや社会生活全般についての相談に応じる。また、就職相談や経済的支援が図られるよう関係機関を紹介する。	—	こども安全課
2	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の親が、傷病等のため一時的に日常生活に支障が生じた場合、家庭生活支援員を派遣し必要な支援を行う。	—	こども安全課
3	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立を図るため、修学資金等の福祉資金の貸付を行う。	—	こども安全課
4	母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭等の就労による自立をサポートするため、そのニーズ把握に努め、母子家庭の母等が就労により自立することをサポートするため、就業相談、就業情報の提供等を行うとともに、就業支援講習会を開催する。	延べ利用者数 300人/年	こども安全課
5	ひとり親家庭生活向上事業	子育てと生計維持の両立支援のため、ひとり親家庭の母等が定期的に集い、日常の情報交換を行うとともに、お互いの悩みを打ち明け相談し合う場を提供する。また、児童の学習意欲の向上のため、その支援を行う。	延べ利用者数 80人/年	こども安全課

NO	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課
6	自立支援給付金事業	<p>高等職業訓練促進給付金：ひとり親家庭の母及び父（児童扶養手当受給資格者）が一定資格を取得するために修業する場合、2年間を上限として高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、修了時に高等職業訓練修了支援給付金を支給する。</p> <p>自立支援教育訓練給付金：ひとり親家庭の母及び父（児童扶養手当受給資格者）が自主的に行う能力開発を推進するため、指定された講座を受講した場合に受講費用の一部を支給する。</p>	—	こども安全課
7	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	児童扶養手当受給者を対象に、その自立を促進するため、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所等とともに自立（就労）に向けた支援を行う。	プログラム策定件数 40件／年	こども安全課
8	ひとり親家庭等医療費	ひとり親家庭等に医療費の補助を行う。（支給要件あり）	—	こども政策課
9	児童扶養手当	父親又は母親がいない家庭や父親又は母親が重度の心身障害を持つ家庭等で、18歳になる年の年度末までの児童を養育している者に手当を支給する。（所得制限あり）	—	こども政策課
10	川越市遺児手当	父母のいない（父母が児童と別居し、扶養していない場合も含む）義務教育終了前の児童の保護者に、手当を支給する。	—	こども政策課

4-(3)障害児施策の充実(14事業)

障害のある子どもや、さまざまな支援を必要とする子どもとその家庭が、地域で安心して生活できるように、日常生活を支援するとともに、子どもの発達に対する取組や、各種相談体制の充実等に努めます。

NO	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課
1	生活サポート事業	在宅の障害児及びその家族の必要に応じて、一時預かり、送迎などのサービスを身近な場所で迅速、柔軟に提供する登録民間団体のサービス提供を受けた場合、その利用料の一部を負担することにより地域生活を支援する。	市民への周知 各手帳交付時	障害者福祉課
2	特別児童扶養手当	児童の心身の健やかな成長に資するため、在宅の障害児を育てている方に手当を支給する。(支給要件あり)	—	こども政策課
3	障害児福祉手当	重度の障害児に対して、経済的及び精神的負担の軽減を図るため手当を支給する。(支給要件あり)	市民への周知 広報掲載 1回/年	障害者福祉課
4	障害者等相談支援事業	在宅の障害児とその家族に対し、より身近な相談先として、常設の川越市障害者相談支援センターに身体・知的・精神の専門の相談員を配置し、無料で、総合的な相談に応じる。(相談支援委託事業所においても実施)	市民への周知 特別支援学校での周知活動 2回/年	障害者福祉課
5	グループ指導会	発達に心配のある概ね3歳児を対象に、将来の集団参加に備えて、小グループにおいてプレイセラピーを中心とした発達支援を行う。	延べ受入人数 620人/年	こども安全課

NO	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課
6	障害のある子どもに対する教職員研修事業	発達障害の理解と指導法研修会、難聴・言語障害研修会、特別支援教育支援員研修会等により、障害のある子どもに対する指導のあり方について研修する。	発達障害の理解と指導法研修会 3回／年 難聴・言語障害研修会 1回／年 特別支援教育支援員研修会 1回／年	教育センター
7	障害児通園施設の運営	障害のある子どもを児童の特性に応じて日常生活及び社会適応のため、あけぼの児童園及びひかり児童園において支援する。	満足度調査の実施	保育課
8	ひかり児童園等施設整備事業	あけぼの児童園及びひかり児童園の移転改築について検討する。	—	保育課
9	未熟児・長期療養児訪問指導	健診・相談・関係機関からの依頼等により、訪問が必要とされる場合に保健師等が訪問指導を実施する。	—	健康づくり支援課
10	ダウン症等のある子どもを持つ親の会	ダウン症のある子どもや、小さく生まれた子ども・食物アレルギーのある子どもを持つ保護者が情報交換を通じ、互いに助け合えるよう支援する。	11回／年	健康づくり支援課
11	発育・発達相談	乳幼児健診・相談等で成長や精神・運動発達に心配がある乳幼児等を対象に、診察・発達検査・相談を実施する。	—	健康づくり支援課
12	未熟児養育医療給付	未熟児に対して、養育のため指定養育医療機関に入院が必要な場合、その養育に必要な医療給付を行う。	—	健康づくり支援課
13	自立支援医療（育成医療）給付	心臓障害、内臓障害などの障害に対し、必要な医療を給付する。	—	健康づくり支援課

NO	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課
14	小児慢性特定 疾病医療給付	小児慢性疾病にかかっている児童 に対し、必要な医療の給付を行う。	—	健康づくり 支援課

基本目標5:安心して子どもを生み、育てることができる環境づくり (28 事業)

5-(1)仕事と家庭の両立の推進(4 事業)

男性と女性が互いに協力して家庭を築き、子育てができる社会の実現を図るため、育児休業、再雇用制度等の普及を促進し、多様な働き方の実現に努めます。

NO	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課
1	ワークライフ バランスの推 進・啓発	ワークライフバランス推進のため 事業主や従業員に対し啓発やセミ ナーを開催する。	セミナー 1回/年	雇用支援課 男女共同参 画課 こども政策 課
2	両立支援に係 る好事例の情 報提供	仕事と生活の調和の実現のための 働き方の見直しに取り組む企業等 の好事例の情報を収集し、提供す る。	—	雇用支援課
3	女性の就労支 援事業	資格取得や再就職のための知識や 技能を取得するための講座等を実 施する。	6講座/年	男女共同参 画課
4	家庭における 男性の参画促 進	男性の家事・育児等家庭生活への 参画を促進するため、情報紙によ る意識啓発や男女共同参画に関す る講座を実施する。	情報誌 2回/年 講座 10回/年	男女共同参 画課

5-(2)地域における子育て支援サービスの充実(6 事業)

子どもが身近な地域で心身共に健やかに成長することができるよう、地域子育て支援拠点事業等、地域における子育て支援サービスの充実に努めます。

NO	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課
1	地域子育て支 援拠点事業	家庭で子育てをする親子の交流の 場を提供し、子育てについての相 談、情報の提供、助言その他の援 助を行う。	平成 31 年度 25 箇所 (P52-53 参 照)	こども育成 課

NO	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課
2	子育てサロン事業	公民館を会場に子育ての悩みや情報を分かち合うサロンを各地域の実情に合わせて開設する。	—	中央公民館
3	赤ちゃんの駅事業	授乳及びおむつ替え等の対応が可能な施設を「赤ちゃんの駅」として指定し、市民にわかりやすく標示するとともに広く周知を図り、乳幼児連れの保護者が安心して外出できる環境の整備を図る赤ちゃんの駅事業を埼玉県と共同して実施する。	130 箇所	こども育成課
4	パパ・ママ応援ショップ事業	中学生までの子どもまたは妊娠中の方がいる家庭を応援するため、店舗等で割引などのサービスが受けられる応援ショップ事業を埼玉県と共同して実施する。	900 箇所	こども育成課
5	子育てサポーター養成講座	子育てサロンや託児を必要とする講座開設に際して協力依頼できる子育てサポーターを養成する。	—	中央公民館
6	育児サークル支援	公民館等で活動するサークルに対し、自主的な活動を支援していく。 (サークル一元化に当たっての話し合いの場の提供及び助言・要望による子育て出前講座の実施等)	サークル交流会 1回/年 サークルへの支援 45回/年	こども育成課

5-(3)子どもの健全育成の取組(9事業)

すべての子どもが、ひとりの人間として健やかに成長するよう、子どもの健全育成の取組に努めます。放課後・休日等の子どもの居場所づくりを推進し、家庭・地域・学校等が連携して子どもの健やかな育ちを支援します。

NO	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課
1	児童手当	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、中学校終了前までの子どもを養育している者に対し、手当を支給する。	—	こども政策課

NO	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課
2	児童遊園の整備	幼児・児童を交通事故から守り、異年齢児交流及び健康・体力を増進し、健全な育成を推進する拠点としての児童遊園を、自治会等との協議を踏まえ、整備する。	—	こども育成課
3	児童館機能の整備	各児童館の特性を活かし、地域の高齢者と連携した異世代間交流や、外国籍市民との交流を深め、国際理解を促進し、豊かな感性・情操をはぐくむ児童館事業を推進していく。	—	こども育成課
4	都市公園の整備	老朽化した公園施設の改修及びユニバーサルデザイン化の推進、暗がりの解消等を行うことにより、子どもから大人まで世代を問わず誰もが利用しやすく、安心して利用できる公園を整備する。	改修数 20箇所／年	公園整備課
5	人権保育	人権保育基本方針に基づき、保育所における人権保育を推進する。	—	保育課
6	青少年を育てる市民会議	家庭、学校、関係機関、団体、地域が連携して青少年の健全育成を市民総ぐるみで推進する「川越市青少年を育てる市民会議」の支援を行う。市民会議は、市内青少年育成関係62機関・団体から構成され、組織内に22の地区会議を有し、各種啓発活動や地域の実情に合った青少年健全育成活動を展開している。	—	こども育成課
7	こども110番の家	子どもの緊急避難先として、人家、商店などに置かれる「こども110番の家」に対する支援を行う。	—	こども育成課

NO	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課
8	地域子どもサポート推進事業(学校応援団推進事業・学校支援地域本部事業・放課後子供教室事業を含む)	子どもたちが学校及び地域社会の中で、生きる力を育むために、学校職員、社会教育施設職員、地域社会の人々が一体となって、さまざまな子どもたちの体験や学習活動をサポートする。また、学校応援団推進事業(学校支援地域本部事業)にサポート委員会が関わり、地域の学校の学習支援・環境整備・安全の見守り・行事支援等を行う。学校教育、社会教育の担当が連携を強め、事業が円滑に行われるよう努めていく。 更に、土・日曜日や放課後等にも学習支援や体験活動、交流活動が幅広く実施できるよう検討していく。	事業に携わった人数 年 20,000 人	地域教育支援課
9	民生委員・児童委員研修会	民生委員・児童委員及び主任児童委員を対象に子育て支援などに関する研修会を実施する。	3回/年	福祉推進課

5-(4)安全・安心なまちづくり(6事業)

子どもと親が安心して外出できるよう、交通安全対策の推進等、安全な道路交通環境の整備に努めるとともに、川越市防犯のまちづくり基本方針に基づく各種施策を推進し、子ども等を犯罪等の被害から守るための活動の推進に努めます。

NO	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課
1	交通安全教育	子どもを交通事故から守るよう、広く市民に周知するとともに、家庭において子どもが事故に遭わないような指導を保護者ができるよう、保護者に対する交通安全教育を行うとともに、子ども自身が交通事故に遭わないよう交通安全教育を行う。	180回/年 21,000人	防犯・交通安全課
2	児童の登校時の交通安全確保	交通指導員を委嘱し、交通の危険箇所立哨して小学校児童の登校時の安全を確保する。	—	防犯・交通安全課

NO	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課
3	安全・安心な通学路の確保	通学路の危険箇所を排除するため、毎年度、各小中学校長から提出していただく通学路安全点検票や地元自治会等から随時提出される通学路安全対策要望を受けて、通学路に対して路面標示や看板等により交通安全対策を図る。	—	防犯・交通安全課 教育指導課
4	防犯推進体制の整備	警察との緊密な連携の下、川越市防犯のまちづくり基本方針に基づく各種施策を展開するため、川越市防犯推進庁内会議の関係部署を中心に、行政における防犯推進体制の整備を図る。また、地域、事業所及び関係団体等と協働で、「地域の安全は地域で守る」という認識の下、自治会を中心とした地域における防犯推進体制の整備を促進する。	自主防犯活動を行っている団体数 (自治会・PTA等) 310団体/年	防犯・交通安全課
5	犯罪情報・防犯情報の提供	警察等関係機関と緊密な連携を図り、きめ細かな犯罪情報や防犯に関する情報を収集するとともに、広報川越をはじめ、様々なメディアを通じて、積極的、効果的な情報提供を行う。 ※小江戸川越防犯のまちづくり情報メール配信サービスの充実	メール配信サービスの登録件数 11,000件	防犯・交通安全課
6	公営住宅における優先入居	市営住宅への入居に際し18歳未満の児童が3人以上いる多子世帯、母子世帯等居住の安定を図る必要がある世帯に対する優先的な取扱いを実施する。	—	建築住宅課

5-(5)子育て情報提供の充実(3事業)

子育て中の家庭が必要な情報を容易に入手できるよう、情報提供の充実に努めます。

NO	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課
1	利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報集約と提供を行うと共に、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整を行う。	平成31年度 1箇所 (P41参照)	こども育成課
2	子育て情報発信活動	子育てに関する市の情報や関係機関の協力をもとに集めた子育て関連情報、外出先で役立つ情報、保育所や幼稚園等社会資源の情報、イベント等を子育て情報誌・市ホームページ等を活用して情報発信を行う。	子育て情報誌年間発行部数 年15,000部	こども政策課
3	子育て情報メール配信事業	あらかじめ登録いただいた方の携帯電話やパソコンに川越市の子育て支援関連情報をメールで配信する。	メール配信サービスの登録件数 1,000件	こども政策課

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、子育て家庭や関係機関など広く市民への周知に努めます。また、関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携して、川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（川越市子ども・子育て会議）等で様々な方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

さらに、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業への的確な反映に努めるとともに、新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

2 進捗状況の管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価することが重要であると考えます。

子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、この取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、PDCAのサイクルに基づいて、点検および評価を各年度で行い施策の改善につなげていきます。

